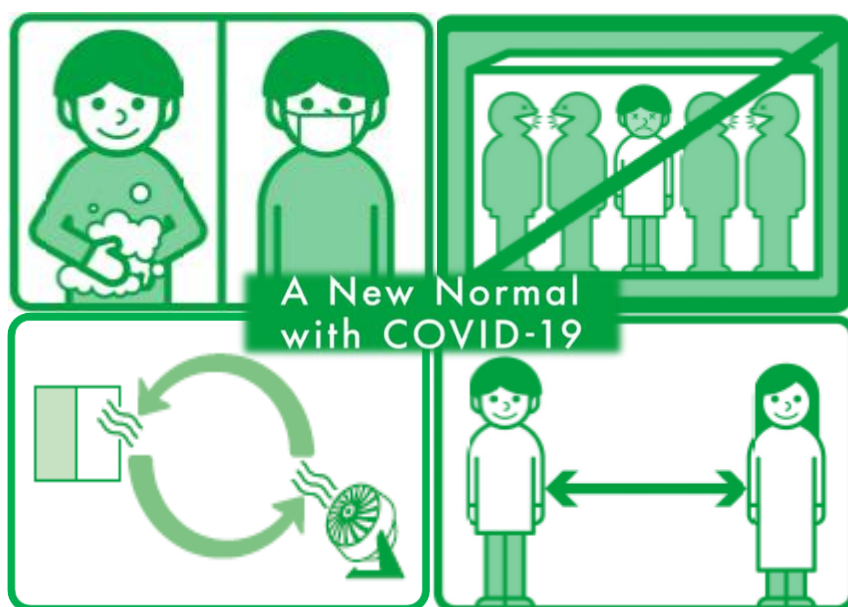


避難所における 感染症対策マニュアル

Ver. 2.1

【風水害編】

※今後、震災編を作成し、マニュアルを統合する。



東久留米市環境安全部防災防犯課

令和2年8月

はじめに

2019年12月、中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中を席卷し、世界188の国と地域に感染が拡大し、感染者数約1755万人、内、死者約67.9万人（日本においては3万5836人、内、死者1011人）、感染者数5万人以上の国が43か国にのぼり、1日あたり29万人の感染者が発生しています（8月1日現在）。

この新型コロナウイルス感染症は、重症化のメカニズムが解明されていないばかりか、治療法や治療薬が確立されておらず、ワクチンも未だ研究段階であることから、感染流行の第二波、第三波の襲来が危惧されています。昨年2019年に大被害をもたらした台風15号、19号のように避難所を開設した場合、避難所内が容易に「3密（密閉、密集、密接）」になり、集団感染（クラスター感染）しうることから、避難所における感染症対策が喫緊の課題であり、早急に取り組む必要性が求められています。

当市においても、避難所における感染症対策を推進し、避難者及びこれに従事する避難所運営スタッフの健康と安全を守るため、現行の避難所運営マニュアルとは別に感染症対策に特化した「避難所における感染症対策マニュアル」を作成するものです。

環境安全部防災防犯課

令和2年8月

※本マニュアルは、国及び都のホームページ、過去の国等の発出資料などから必要箇所を引用、取りまとめを行い作成しました。

※本マニュアルは、市の感染症対策等の推進状況にあわせ、今後、必要な修正等を行います。

目次

■新型コロナウイルス感染症

1	新型コロナウイルス	3
2	感染経路	3
3	症状等	4
4	予防	5

■避難所における感染症対策

Phase 0：避難所開設前における事前（平時）の対策

1	避難所における感染症のリスク	7
2	分散避難の周知と推進	7

Phase 1：避難所開設（受付）時の感染症対策等

1	避難所運営スタッフの感染防止策	11
2	受付時の感染防止策	13
3	人権を尊重した対応	16

Phase 2：避難所内の感染症対策

1	基本的感染防止策の徹底	20
2	可能な限り「3つの密」を避ける	24
3	衛生的な環境の維持管理	26
4	その他留意事項等	35

Phase 3－1：発熱等の症状がある場合の対応

1	対応の基本	36
2	一定の間隔を置いて離す措置	44
3	テントによる管理	46
4	避難所閉設後の元の用途への復旧	46

Phase 3－2：保健所が把握する新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と自宅療養者の対応

1	保健所の対応	48
2	市の対応	49
3	避難者と避難先（まとめ）	50

◆作成・修正経過

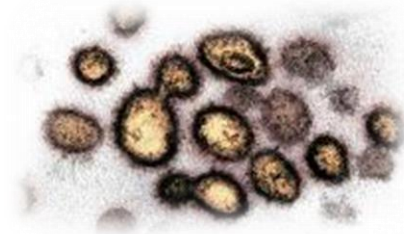
ver.	経過	主な内容
ver. 1.0	令和2年8月3日	作成
ver. 1.1	令和2年9月19日	P. 37-38「Phase3、1、(2) 医療機関等の受診」を修正
ver. 2.0	令和2年10月5日	P. 48-50「Phase3-2：保健所が把握する…の対応」を追加
ver. 2.1	令和2年11月10日	P. 48「Phase3-2、1、③」都の連絡先名称の変更に合わせ修正

■新型コロナウイルス感染症

1 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）はコロナウイルスのひとつ。

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となる4種類のコロナウイルス以外に「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生した「中東呼吸器症候群（MERS）」が含まれ、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えるRNAウイルスで、健康な皮膚からは入り込むことができず表面に付着する。物の表面についたウイルスは一定時間が経てば壊れてしまうが、付着した物質の種類によっては24時間～72時間くらい生存するといわれている。



2 感染経路

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。近距離で会話することで感染することもあり、咳やくしゃみなどにより感染することはもちろん、それらの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

しかし、WHOの新たな報告（7月7日）では、空気中を漂う微粒子「エアロゾル」を介して感染を起こす空気感染について、換気の悪い場所など一定の環境で発生する可能性を排除できないとする見解を示した。

「飛沫感染」: 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。（WHOは、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶと報告）

「接触感染」: 握手やキス、ハグなどの接触はもちろんのこと、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付き、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染する。（WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存すると報告）

「濃厚接触」： 新型コロナウイルスに感染している方と近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっていることを指し、濃厚接触かどうかを判断する上での重要な要素は、「距離の近さ」と「時間の長さ」である。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

3 症状等

(1) 潜伏期間は、WHOによると1-14日（一般的には約5-6日）である。

(2) 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。

(3) 通常の風邪と見分けが付きにくいことが多く、中にはウイルスに感染しても無症状の人もいる。

(4) 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。



(5) 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。（季節性インフルエンザの致死率は0.00016%-0.001%程度）

(6) 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高い。発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。

(8) 現時点、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

4 予防

感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要である。

(1) これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に、1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集場所（多くの人が密集している）、3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高い。



(2) 人混みや近距離での会話、特に大きな声を出す、歌う、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクの可能性があり、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が指摘されている。

(3) 新型コロナウイルス感染症は、一般的な感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症状の者からの感染の可能性がある。

これらの状況を踏まえ、「3つの密」の回避、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行をするとともに、人と人の距離をとる (Social distancing; 社会的距離)、マスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分に、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりすることで、自己のみならず、他人への感染を回避し、他人に感染させないように徹底することが必要である。



■避難所における感染症対策

Phase 0 : 避難所開設前における事前（平時）の対策

1 避難所における感染症のリスク

ここ数年、台風の巨大化と発生数の増加、突発的かつ局地的に短時間の大雨を降らす集中豪雨の発生などにより避難所を開設する事態が多くなっているが、その時に多くの避難者が一斉に避難所に押し寄せることで「3つの密」の状態を作り出してしまうことになりかねない。

市行政は、市民及び避難所運営スタッフ（初期活動班等）の健康と安全を守り、集団感染の発生防止のための対策を講じるとともに、市民一人一人が感染予防意識の高揚と具体的な感染予防のための行動に取り組んでいくことが求められる。



2 分散避難の周知と推進

感染症対策を踏まえたこれからのあるべき避難行動として、必ずしも「避難」＝(イコール)「避難所」ではなく、避難所における感染症リスクを考慮して「3つの密」を避け、事前に避難所以外の安全な避難先を検討しておく「分散避難」を基本とした避難行動の考え方を市民に周知、定着させ、実際に行動していくことが重要になる。



(1) 避難とは

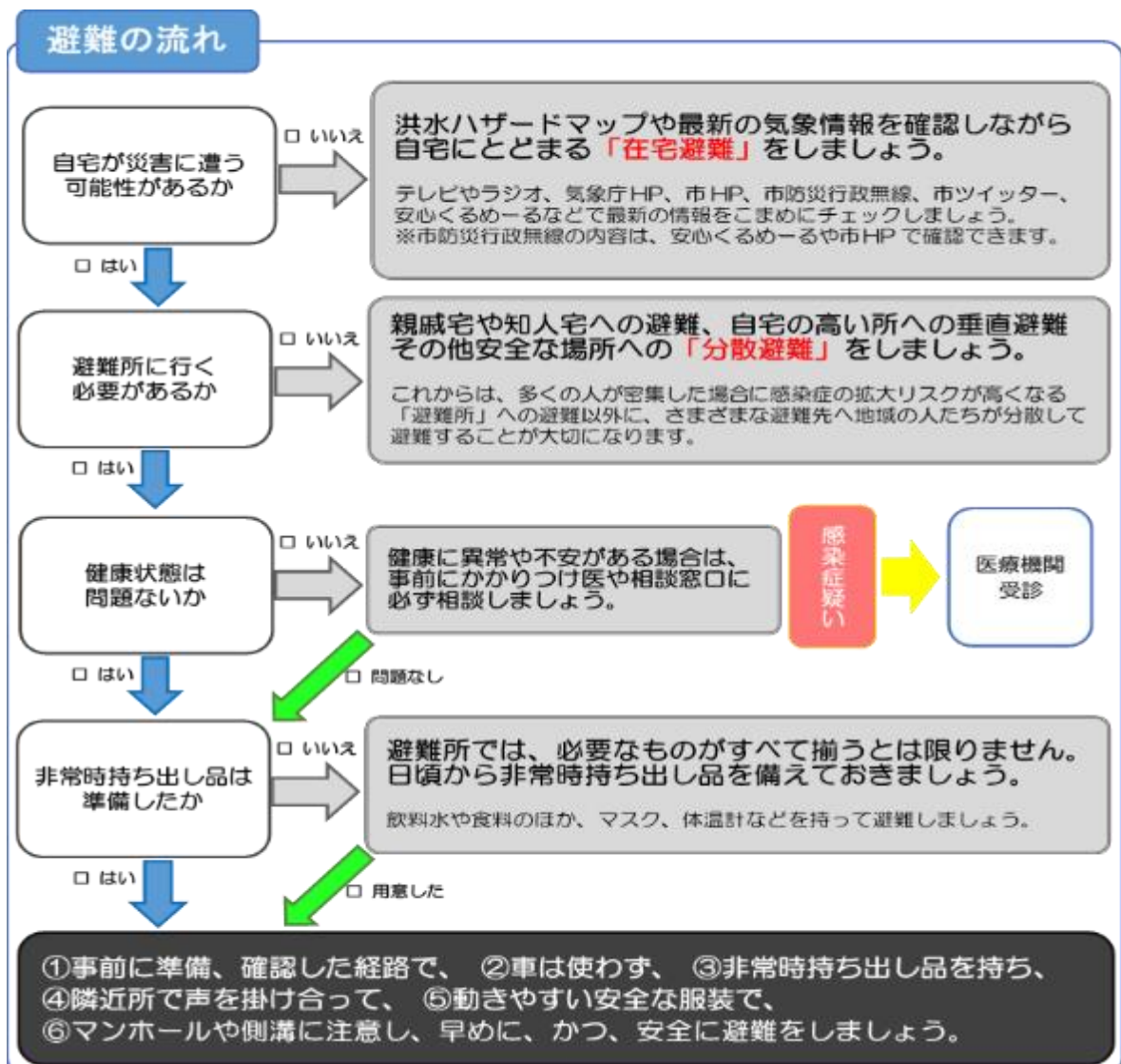
「災害」を「避ける」ことであり、災害を避けて、いま住んでいる場所、滞在している場所から安全な場所へ立ち退くことをいう。逆に言えば、いま居る場所が安全であることが確認できれば、避難することは必ずしも必要ではないということである。

(2) 分散避難の検討要領

- ① まずハザードマップで自宅及び自宅周辺地域にどのような危険があるのか、そして、最寄りの避難所の場所、経路を確認する（自宅から避難所まで行く経路の危険箇所、ケガ等のリスクについても確認する。）。
- ② 自宅の方が安全であれば、自宅にとどまる「在宅避難」を。もしくは、自宅内での高いところへの「垂直避難」をする。
- ③ 安全な場所に住んでいる「家族等親せき宅」「友人・知人宅」など頼れる人がいる場合は、自宅以外の安全な避難先として事前に相談しておく。
- ④ そのほか、浸水のリスクがある地域や山の斜面、倒壊した建物の近くなどの危険な場所でなければ、一時的に車の中で過ごす「車中泊」も選択肢の一つとなる。

ただし、この場合は、定期的な換気や運動を行うなど注意が必要である。

- ⑤ 不安があれば、ためらわずに避難所へ早めの避難をする。



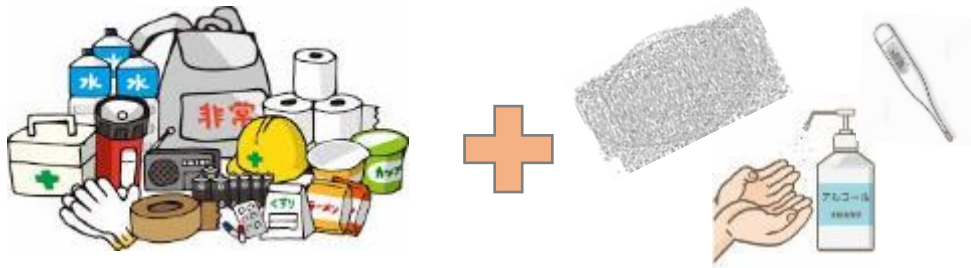
水害時の開設予定の避難所		※開設情報は、市HP や安心くるめーるでお知らせします。	
1	第一小学校（中央町 6-8-1）	9	南町小学校（南町 3-2-23）
2	第二小学校（新川町 1-14-6）	10	東中学校（上の原 2-1-40）
3	第三小学校（中央町 1-16-1）	11	西中学校（滝山 2-3-23）
4	第五小学校（南沢 4-6-1）	12	南中学校（学園町 2-1-23）
5	第六小学校（金山町 1-17-1）	13	中央中学校（中央町 5-7-65）
6	第七小学校（滝山 7-26-30）	14	自由学園（学園町 1-8-15）
7	小山小学校（小山 5-5-4）	15	クリスチャン・アカデミー・イン・ジ・パソ（新川町 1-2-14）
8	神宝小学校（神宝町 1-6-7）		

(3) 備蓄と非常持ち出し品

おおむね 7 日分の水や食料のほかに、日頃服用している薬、生活必需品、防災用品を備える。（最近では、自宅で利用しているものを少し多めに備え、災害時に自宅で当面生活できるようにしておく「ローリングストック」が推奨されている。）

感染症対策としてマスクや手指消毒剤、体温計も準備する。

上履きや靴を入れる袋、ゴミ袋も忘れないようにする。



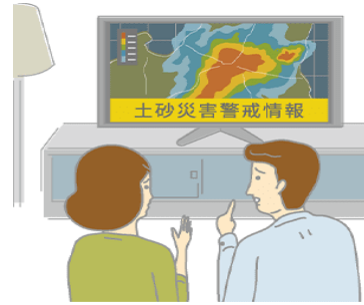
ローリングストックとは

日常生活の中で消費しながら食料備蓄を行うという考え方で、普段から自宅に少し多めの食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を備蓄しておくことができます。ローリングストックを取り入れ、食料などを一定量に保ちながら、消費と購入を繰り返すことで、備蓄品の鮮度を保ち、いざという時にも日常生活に近い食生活を送ることができる。



(4) その他留意事項

- ① 分散避難の検討にあわせ、東京マイ・タイムラインを活用して家族と避難行動について具体的に話し合っておく。



- ② 状況にあわせた判断を的確に行うため、台風等が来る前に、事前に気象情報や行政が出す情報（防災行政無線、市ホームページ、市ツイッター、安心くるめーるなどの情報）の収集に努める。

東久留米市防災防犯課
安心くるめーる を登録しましょう!


ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください!

メール配信サービス内容

平常時	☆防災訓練や防災啓発情報等の防災情報 ☆振り込め詐欺、不審者情報等の防犯情報
災害時	☆避難所開設や避難勧告等の災害関連情報 ☆防災行政無線の放送内容

【ご登録方法】

- ① 右の QR コードを読み込み、空メール(タイトル不要)を送信!
- ② 自動返信メールの URL に接続して、画面に従って入力し登録!



- ③ 「このくらいの体調なら大丈夫だろう。」と安易に避難所へ行ってしまふことで、他の避難者へ感染させてしまう可能性が全くないとは言えないことから、体調不良健康に異常や不安がある場合は、必ず、事前にかかりつけ医や行政の相談窓口にご相談する。

発熱や咳などの症状が出て不安な場合

東京都電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9時～22時(土日祝も対応)

強いだるさや息苦しさがある場合

東京都多摩小平保健所相談窓口 042-450-3111 受付時間 平日：9時～17時

東京都電話相談窓口 03-5320-4592 受付時間 平日：17時～翌9時 土日祝：終日

Phase 1 : 避難所開設（受付）時の感染症対策等

1 避難所運営スタッフの感染防止策

避難所運営スタッフ（初期活動班等）は、避難所を開設し受付業務等にあたる際の感染防止策としてマスク、ゴム手袋、フェイスシールドを着用する。

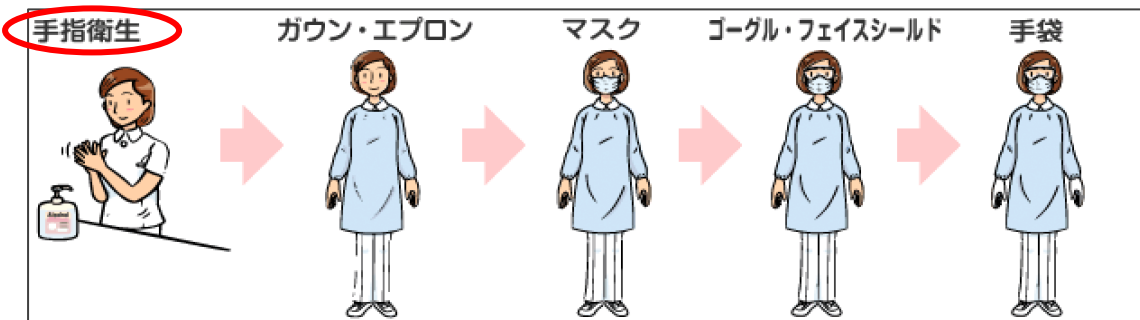


感染リスクは感染防止具を脱ぐ際にもあり、その着脱要領について正しい知識と技術を習得しておく必要がある。

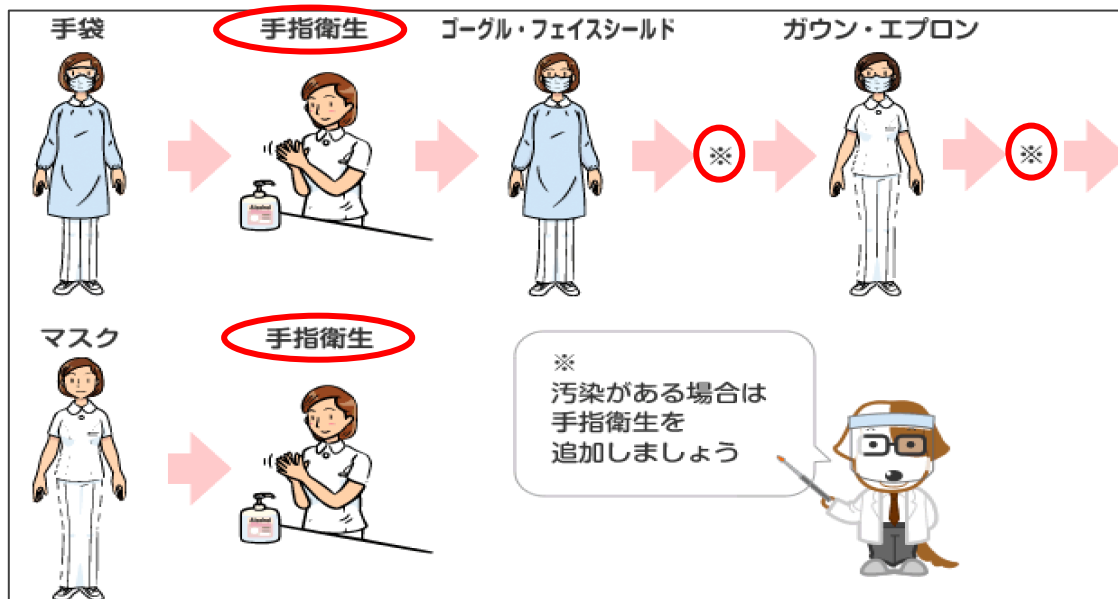
■ 感染防止具の着脱要領

（画像：Medical SARAYA HP より抜粋）

○装着する順番



○脱ぐ順番



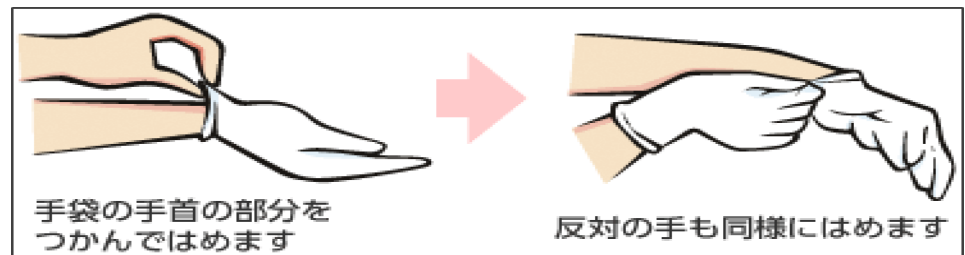
○マスクの着け方



○マスクの外し方



○ゴム手袋の着け方



○ゴム手袋の外し方



2 受付時の感染防止策

感染予防の第一歩は「できるだけウイルスを持ち込まない！」ことである。

そのためには、避難者に対して、

① 受付前に「手洗い」と「アルコール手指消毒」

を行わせ、



② マスクの着用を確認し、

(なければ配布する。)



③ 非接触型体温計を用いて検温を行い、発熱の有無を確認する。

(発熱の判断基準：体温には個人差があり「37.5°C以上の発熱が4日間続く場合」という表記は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」(厚生労働省事務連絡)において5月11日付で見直されている。(下記参照))



④ 受付手続きとあわせて健康状態の確認をする。

(「避難者カード」に新たに健康状態を自己申告する欄等を設けた。次頁参照)



(参考)

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

- ▼息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ▼重症化しやすい方(高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

避難種別					避難所名:		入所: 月 日 時 分		受付者
在宅避難			避難所						受付者
<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 親戚宅	<input type="checkbox"/> 友人宅	<input type="checkbox"/> 一次	<input type="checkbox"/> 二次	受付No.	滞在区域	退所: 月 日 時 分		

避難者カード

個人情報の取扱い及び感染症対策の協力へのご承諾について（お願い）

下記事項について、必ずお読みいただき、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

1. ご記入いただきます個人情報は、避難所の運営、食料や物資の供給、医療救護、保健衛生、避難行動要支援者等に係る基礎的なデータとして避難者名簿に記載します。（災害対策基本法第90条の3）
2. 当避難所において新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、更なる集団感染による感染拡大を防止する観点から、ご記入いただきますご連絡先へ、市職員がご連絡を取らせていただきます。
3. ご記入いただきます年齢、性別、関係、世帯数等の情報（氏名は除く。）は、災害の終焉後において、市が行う災害活動の検証及び統計資料作成の基礎データとして活用する場合があります。
4. 上記1～3以外での目的外使用及び外部提供は行いません。市の責任で適切に管理します。
5. 避難所における感染症対策として、手洗い、手指消毒、咳エチケット、検温の励行及び換気のための窓等開口部の開放について、ご理解とご協力をお願いします。

上記1～5の事項について確認し、承諾しました。（「□」の中に、レ点を入れてください。）

下記の太線枠内へ、避難された方の情報のご記入をお願いします。（1世帯ごと記入）

	ふりがな 氏名	性別	年齢	ご関係	特記事項 ※ 配慮が必要な事項等を記入	避難 行動要 支援者
1	世帯主	男/女	才	本人	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
2		男/女	才		<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
3		男/女	才		<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
4		男/女	才		<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
5		男/女	才		<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
6		男/女	才		<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー	該/否
現在の体調: 体温 _____ 度、息ぐるしさやだるさ _____ ある/ない、咳・たん症状 _____ ある/ない、他(_____)						
ご住所	東久留米 市 (建物名称・部屋番号)				ペットの 同行避難	有/無 ()
ご連絡のとれる お電話番号	連絡先 1			問合せに対する氏名、住所の公表について		
	連絡先 2			<input type="checkbox"/> 公表する <input type="checkbox"/> 公表しない		

※ 内容の変更、退所する場合は、必ず受付に申し出てください。

※ 避難所運営のご支援、ご協力をしていただける方は、お近くの係員までお声がけください。

☆ 避難者健康チェックシート ☆

- ★毎日、定期的にご自身の健康状態をチェックしましょう。
- ★発熱などの風邪症状が出た場合は、避難所係員に申し出てください。
- ★避難所を退所する時に、この用紙を受付へ提出してください。

お名前	
-----	--

	/ (月)		/ (火)		/ (水)		/ (木)		/ (金)		/ (土)		/ (日)	
	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
息苦しさ	1つでも該当があればはいを選択してください。 ①息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ②急に息苦しくなった ③少し動くと息が上がる ④胸の痛みがある ⑤横になれない・座らないと息ができない ⑥肩で息をしている・ゼーゼーしている													
におい・味	はい・いいえ													
咳・たん	はい・いいえ													
だるさ	はい・いいえ													
吐き気、嘔吐	はい・いいえ													
下痢	はい・いいえ													
その他症状	下痢が続いている(1日3回以上の下痢) ○食欲がない、食事が食べられない ○鼻水、鼻づまり、のどの痛みがある ○頭痛、関節痛や筋肉痛がある ○一日中気分がすぐれない ○体にぶつぶつ(発疹)が出ている ○その他気になる症状()													
チェック欄	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

回収後は、世帯別避難者カードと併せて保管する。

3 人権を尊重した対応

人々は、新型コロナウイルスの流行というこれまでにない状況に直面し、日々、強い不安を感じながら生活をしている。

避難所を運営するにあたり、受付時など様々な場面において、感染への不安や恐れから特定の人や地域、職業などに対して偏見や嫌悪感、差別を行わないようにするとともに、お互いを思いやる気持ちを忘れずに人権を尊重した対応をする。



法務省人権擁護局人権イメージキャラクター
人KEN まもる君 人KEN あゆみちゃん

みんなでやろう！ 避難所感染防止対策！

手洗い・手指消毒



避難所に入る際、食事前、トイレ後などは必ず手洗い、手指消毒をしましょう！

マスクの着用

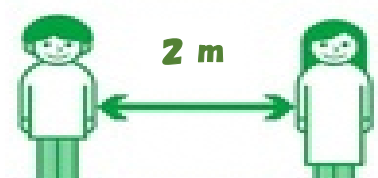


マスクを着用して、飛沫防止
飛沫感染しない・させない！

3密 「密閉」「密集」「密接」を避ける



密閉にならないよう
換気を実施！



世帯ごとの距離「2m」をとり
密集状態を回避！



間近での会話と発声は×
密接にならないように！

衛生環境の維持管理



ドアノブや手すり、トイレなど
共用部分のこまめな消毒！



使った資器材、トイレで
触れた部分の使用後消毒！



身のまわりの整理整頓と
適正な廃棄物(ごみ)処理！

健康状態をチェック



・毎日、朝・夕、定期的に自分で健康状態を
チェックしましょう！

体調が悪い場合は…

医療機関を受診



・台風が来る前に、避難する前にまず受診！
・避難所での集団感染を防止するため、避難後でも受診をお願いする場合があります。

東久留米市

避難所の感染症対策にご協力をお願いします

～感染を広げないための避難所のルール～

- ☑ 感染予防のため、避難所内は土足厳禁です。室内履きに履き替えましょう。
- ☑ 避難所内では、マスクを着用しましょう。
※マスクを常時着用できない乳幼児などもありますので、ご配慮をお願いします。
- ☑ 避難所に入退室する際は、石けんで手洗い、手指消毒をしましょう。
- ☑ 食事の前やトイレの後は、石けんで手を洗い、手指消毒をしましょう。
- ☑ 毎日、朝と夕に健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は、避難所運営スタッフへお知らせください。
（「健康チェックシート」をご活用ください。）
- ☑ 発熱、咳などの症状がある場合は、避難所内での新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止の観点から、まず、医療機関等への受診をしていただきますようお願いいたします（受診可能な医療機関情報は、避難所運営スタッフにお尋ねください）。その後、医師の指導に従い、専用スペースでの生活をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ☑ 関係者以外は、専用スペースには立ち入らないでください。
- ☑ 感染拡大の防止にご協力をいただいている専用スペースの避難者への人権にご配慮した行動をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

東 久 留 米 市

専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

専用スペースでの生活にあたり、以下の点についてご協力をお願いします。

- ☑ 体調が悪化した場合は、すぐに避難所運営スタッフにお知らせください。
- ☑ 毎日、朝と夕に健康状態の確認をお願いします。
(「健康チェックシート」をご活用ください。)
- ☑ 原則、専用スペース内にとどまってください。
 - ・専用スペースを出る際は、避難所運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保して、接触を控えるようお願いします。
 - ・専用スペースに戻る際は、必ず、石けんで手洗いをして、手指消毒するようお願いします。
- ☑ トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座やドアノブなどの消毒をお願いします。
- ☑ 専用スペースの清掃、ごみの処理は、各自でお願いいたします。
- ☑ 他の来訪者との面会は、行わないでください。
- ☑ 避難所を退所する場合は、避難所運営スタッフにお声がけください。
- ☑ 避難所のご利用にあたっては、避難所運営スタッフの指示に従うようお願いいたします。

東 久 留 米 市

Phase 2 : 避難所内の感染症対策

1 基本的感染防止策の徹底

(1) 咳エチケット

飛沫感染を防止し、感染症を他者にうつさせないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。基本的には、常にマスクの着用を願います。



(2) こまめな手洗い

接触感染は、手すりやドアノブ、トイレなど人が触れる箇所で起こりやすいことから、共有部分に触れた場合には、特にハンドソープによる手洗いを実施するとともに、避難所を出入りする場合もウイルスを持ち込まないように同様に実施する。



(3) 基本的感染防止策等の普及啓発

避難所出入口付近や壁体、トイレ、流し場などの複数個所に普及啓発ポスターを掲示し、感染予防意識の高揚と醸成を図る。

(「手洗い」「咳エチケット」等普及啓発ポスター、次頁参照)

感染症対策へのご協力をお願いします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

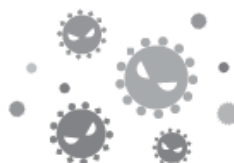
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人につさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う
2 ゴムひもを耳にかける
3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



！ 感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まる場所でやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う



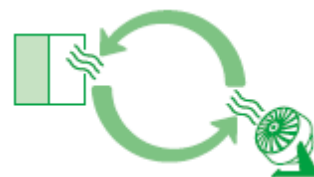
厚労省 検索



2 可能な限り「3つの密」を避ける

(1) 「密閉」を避ける

窓や扉などの開口部を開放してこまめな換気を行う。



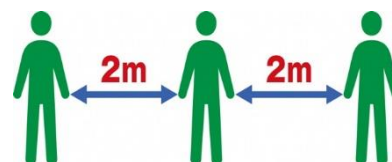
《換気の方法》

- ① 天候や気候上、可能な限り常時換気する。
- ② 上記①が困難な場合は、2方向の窓を同時に、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。

窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

(2) 「密集」「密接」を避ける

- ① 人との距離を可能な限り2m以上とる。
- ② 対面とならないよう配置に注意する。
- ③ 困難な場合は、比較的余裕のある他の避難所への移動も考慮する。



《食事の際の注意点》

- ・食事の際は、同じ方向を向く、互い違いに座って食事する。
- ・発熱等の症状のある方や濃厚接触者である疑いのある方への食事の受け渡しは、直接行わずに各居室前に置いて渡す方法で行う。



(「密閉・密集・密接しない！」普及啓発ポスター、次頁参照)

■ 『「密閉」「密集」「密接」しない！（厚生労働省・首相官邸）』普及啓発ポスター

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

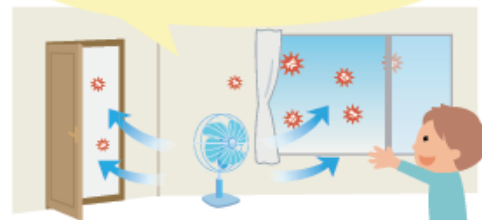
「密閉」「密集」「密接」しない！

● 「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！



窓やドアを開け
こまめに換気を！



屋外でも密集するような
運動は避けましょう！

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

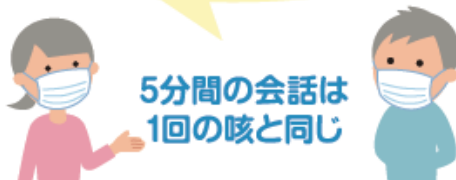


飲食店でも距離を取りましょう！

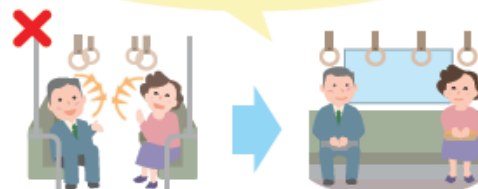
- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう！



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



3 衛生的な環境の維持管理

(1) 施設内の消毒の実施

- ① 手すりやドアノブ、トイレなど人が触れる共有部分は、こまめに消毒を実施する。
- ② 資器材や器具などを使用した場合は、使用后消毒を行う。
- ③ 床面からウイルスが巻き上がるとの研究報告もあることから、施設内床面やトイレ床面を清潔に保つよう協力を求める。特にトイレの床はウイルスが検出されやすいため、注意が必要である。



(「消毒方法」、普及啓発ポスター等、次頁参照)

《トイレの消毒、清掃》

- ・ 目に見える汚物がある場合は、その都度、消毒、清掃をする。
- ・ 特に汚物がない場合でも、1日に3回以上の複数回、消毒液を使用して清掃する。
- ・ トイレドアノブ、水洗トイレレバーは、人が触る部分であるので、こまめに消毒する。
- ・ 排泄物で汚れた部位は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。
- ・ トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて流すよう表示、啓発する。
- ・ 手洗い場には、トイレ使用後の手洗い、消毒の徹底について表示、啓発する。



(画像：SARAYA より引用)

- ④ 消毒実施の記録をとり管理する。

■消毒方法

消 毒 方 法

ここに示す消毒方法は「学校における消毒の方法等について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、令和2年6月4日付事務連絡）に基づくものをまとめたものであり、実際に避難所の消毒を行う際も、これに準じた要領で行うものとする。

1. 日常的な消毒

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。
 - * 界面活性剤を含む家庭用洗剤も、新型コロナウイルスへの有効性あり。
 - * 次亜塩素酸水は、次亜塩素酸ナトリウムとは異なるものであり、その有効性は確認されていない。
 - * 児童生徒には、次亜塩素酸ナトリウムは扱わせない。

2. 感染者が発生した場合の消毒

- 避難者や初期活動班員等の感染が判明した場合には、保健所及び市対策本部と連携し、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品の消毒を実施する。
 - * 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はない。
 - * トイレは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は消毒用エタノールを用いる。
- 消毒できない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮した立入禁止措置を考慮する。
 - * ウイルスの生存期間(感染力)は、付着した物の種類によって異なるが 24 時間～72時間であり、時間が経てば壊れる。

3. 消毒方法

- 人がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)や共用物は、1 日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルなどで拭く。
 - トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄する。
 - 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。
 - 換気を十分に行う。
- * 消毒用エタノール使用上の注意事項
- ・ 布巾等に含ませて消毒対象を拭き、乾燥させる。
 - ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるので、電気スイッチ等への直接噴霧は故障や火災の原因となる。

*** 次亜塩素酸ナトリウム使用上の注意事項**

- ・ 必ず手袋を着装する。(ラテックス製ゴム手袋を使用する場合は、ラテックスアレルギーのある人は注意する。)
- ・ 手指消毒用には、使用しない。
- ・ 色落ちしやすい物や腐食のおそれがある金属には、使用しない。
- ・ 非常にアルカリ性が高いことから、薄めた場合でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後に水拭き、乾燥させる。
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしないようにする。
- ・ 噴霧による使用は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため行わない。
- ・ 製品使用上の注意を熟読し、正しく取り扱う。

*** 次亜塩素酸水の噴霧について**

- ・ その有効性及び安全性は、明確になっているとは言えず、健康面において様々な配慮を要する避難者がいることから、使用しない。

*** 界面活性剤を含む家庭用洗剤について**

- ・ 手指、皮膚には、使用しない。
- ・ スプレーボトルでの噴霧は、行わない。
- ・ 有効とされる界面活性剤(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)調べ)
有効とされる 7 種 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%以上)
アルキルグリコシド(0.1%以上)
アルキルアミンオキシド(0.05%以上)
塩化ベンザルコニウム(0.05%以上)
塩化ベンゼトニウム(0.05%以上)
塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%以上)
ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%以上)

参考資料「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」(経済産業省・NITE 作成)参照

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

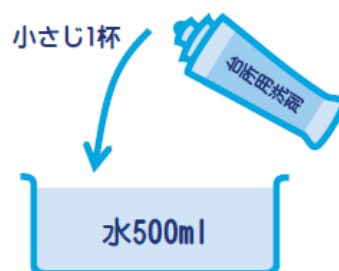
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



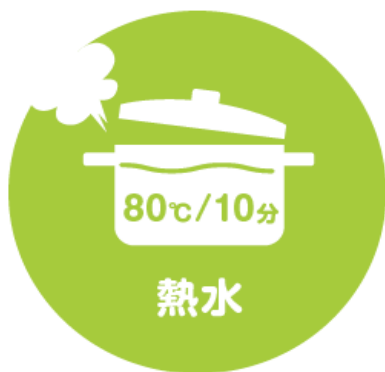
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

- 【注意】
- ・家事用手袋を着用して行ってください。
 - ・金属は腐食することがあります。
 - ・換気をしてください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(2) 適切な廃棄物の処理

- ① 使用済みマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、発熱等の症状がある避難者の弁当容器、消毒時に使用した布巾等はごみ袋を2重にし、密閉したうえで慎重に取り扱い、一般廃棄物として処分する。
- ② 感染性のある上記①廃棄物のごみ袋は、他の一般ごみと識別するため色付きのごみ袋を使用する。
- ③ ごみ処理を扱う際は、直接触れることのないように注意する。掃除用手袋、マスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用し、感染防止策を行う。ごみ廃棄後は必ず手洗い、消毒を実施する。



(「避難所でのごみの捨て方について」普及啓発ポスター、次頁参照)

(3) 整理整頓

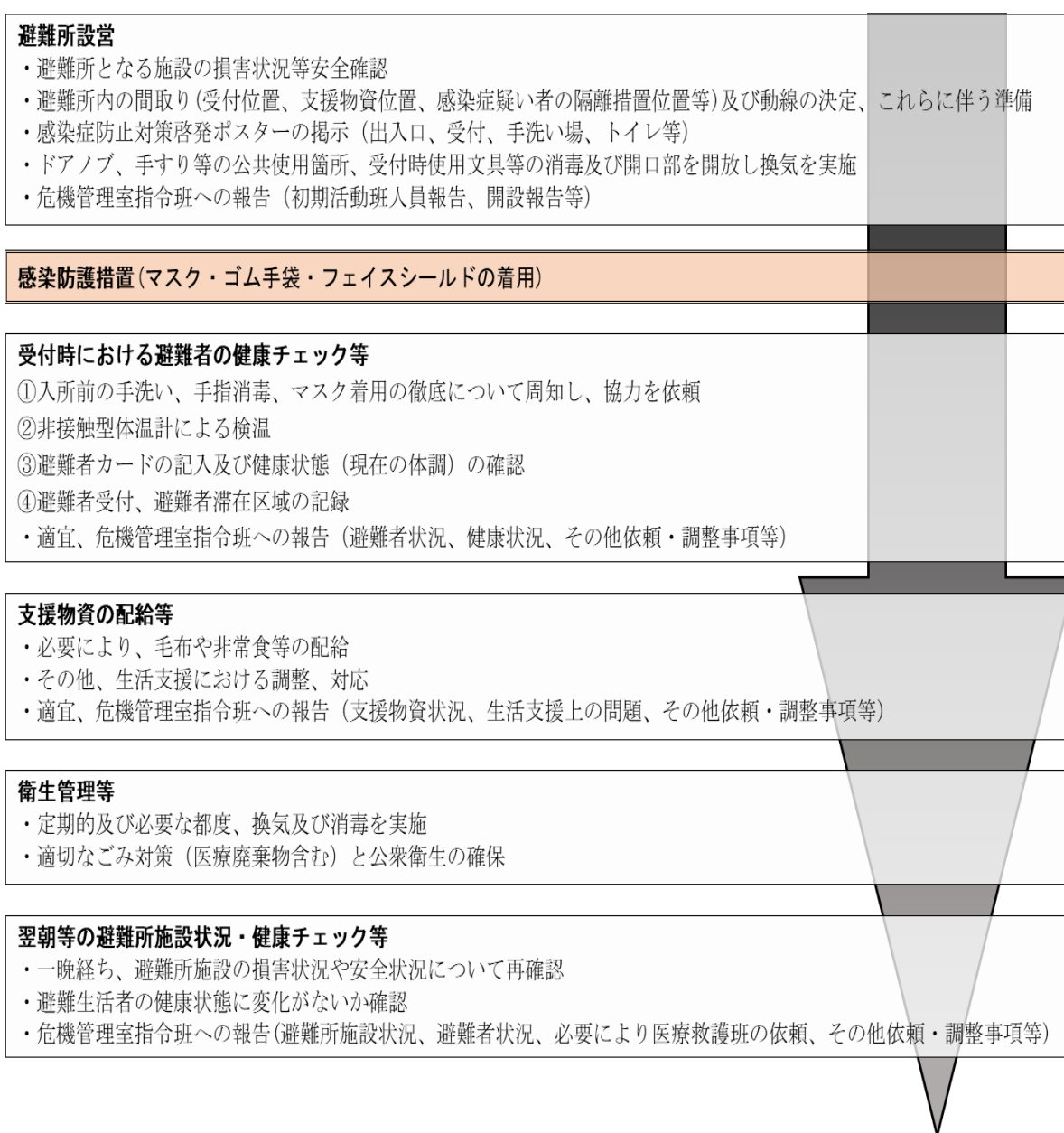
- ① 避難所が清潔に保たれるよう避難者一人一人が整理整頓を心掛けるよう協力をお願いする。
- ② ごみが散らかることのないようにする。特に、飲食物のごみについては、速やかな片付けをお願いする。

4 その他留意事項等

(1) 避難者と市職員の役割

避難所運営は自助、共助であり、避難者同士が相互に助け合い、協働の精神に基づく自主的な避難所の管理・運営を行っていくことが重要である。各避難所には、避難所運営連絡会が設置されており、避難者を中心とした自主的な管理・運営のもとに役割分担を行い、感染防止対策を含めた対応を図っていくことが求められており、市職員は、これを全力で支援していくものとする。

(2) 感染防止対策を踏まえた流れ



Phase 3 - 1 : 発熱等の症状がある場合の対応

1 対応の基本

先述のとおり、感染予防の第一歩は「できるだけウイルスを持ち込まない」ことにあり、発熱等の何らかの症状がある場合は、まず、可能な限り早期に医療機関を受診してもらうことが優先される。



避難所内の感染症拡大リスクを減らすには「空間を分ける」ことが安全度の高い有効な手段である。発熱等の何らかの症状がみられる避難者が発生した場合は、集団感染拡大防止の観点から、他の避難者と一定の間隔を置いて離す措置を講ずるとともに、早期に医療機関を受診してもらう。



(1) 医療機関受診の対象症状

- ① 発熱症状
- ② 息苦しさやだるさ
- ③ 咳・たん
- ④ におい・味の異常
- ⑤ 吐き気、嘔吐、下痢
- ⑥ 頭痛、関節痛、筋肉痛
- ⑦ その他症状

(避難者カードの現在の体調申告欄で症状が「ある」場合、14 頁参照)

1	世帯主	男/女	才	本人	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> アレルギー
	現在の体調: 体温 _____℃、息苦しさやだるさ _____ あり/ない、咳・たん症状 _____ あり/ない、他(_____)				

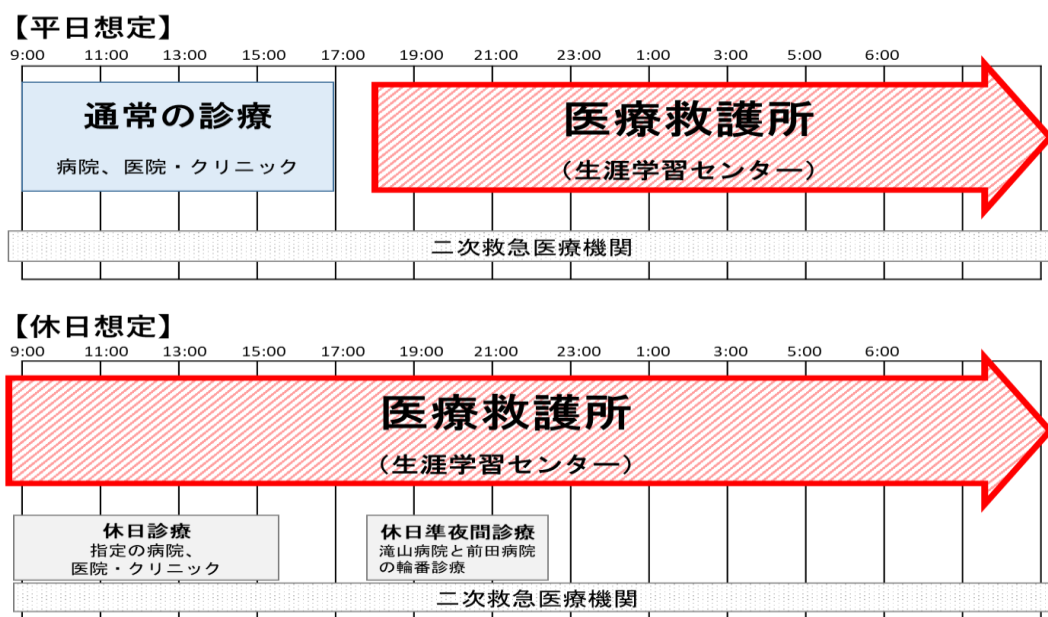
(健康チェックシートの症状項目に該当し「はい」がある場合、15 頁参照)

息苦しさ	1つでも該当があれば「はい」を選択してください。 ①息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ②急に息苦しくなった ③少し動くと息が上がる ④胸の痛みがある ⑤横になれない・座らないと息ができない ⑥肩で息をしている・ゼーゼーしている	はい-いいえ
におい・味	においや味が感じられない	はい-いいえ
咳・たん	咳やたんがひどくなっている	はい-いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい-いいえ
吐き気、嘔吐	吐き気や嘔吐が続いている	はい-いいえ
下痢	下痢が続いている(1日3回以上の下痢)	はい-いいえ
その他症状	<input type="checkbox"/> 食欲がない、食事が食べられない <input type="checkbox"/> 鼻水、鼻づまり、のどの痛みがある <input type="checkbox"/> 頭痛、関節痛や筋肉痛がある <input type="checkbox"/> 一日中気分がすくれない <input type="checkbox"/> 体にぶつぶつ(発疹)が出ている <input type="checkbox"/> その他気になる症状(_____)	はい-いいえ

(2) 医療機関等の受診

① 医療救護所を開設している場合

大型の台風が直撃し甚大な被害が起きる可能性が想定され、避難所が開設される場合において、市では生涯学習センターに医療救護所を開設する予定であり、発熱者等の感染症の疑いのある人は、できるだけ早期に医療救護所（生涯学習センター）を受診してもらう。



② 医療救護所を開設していない場合

医療救護所を開設していない場合は、平時と同様にその時間帯に受診可能な医療機関を受診してもらう。

※ 受診可能な医療機関とは
病院、医院・クリニック、休日・夜間診療、二次救急医療機関を含め、その時間帯によって受診可能な医療機関をいう。

③ 受診後の流れ

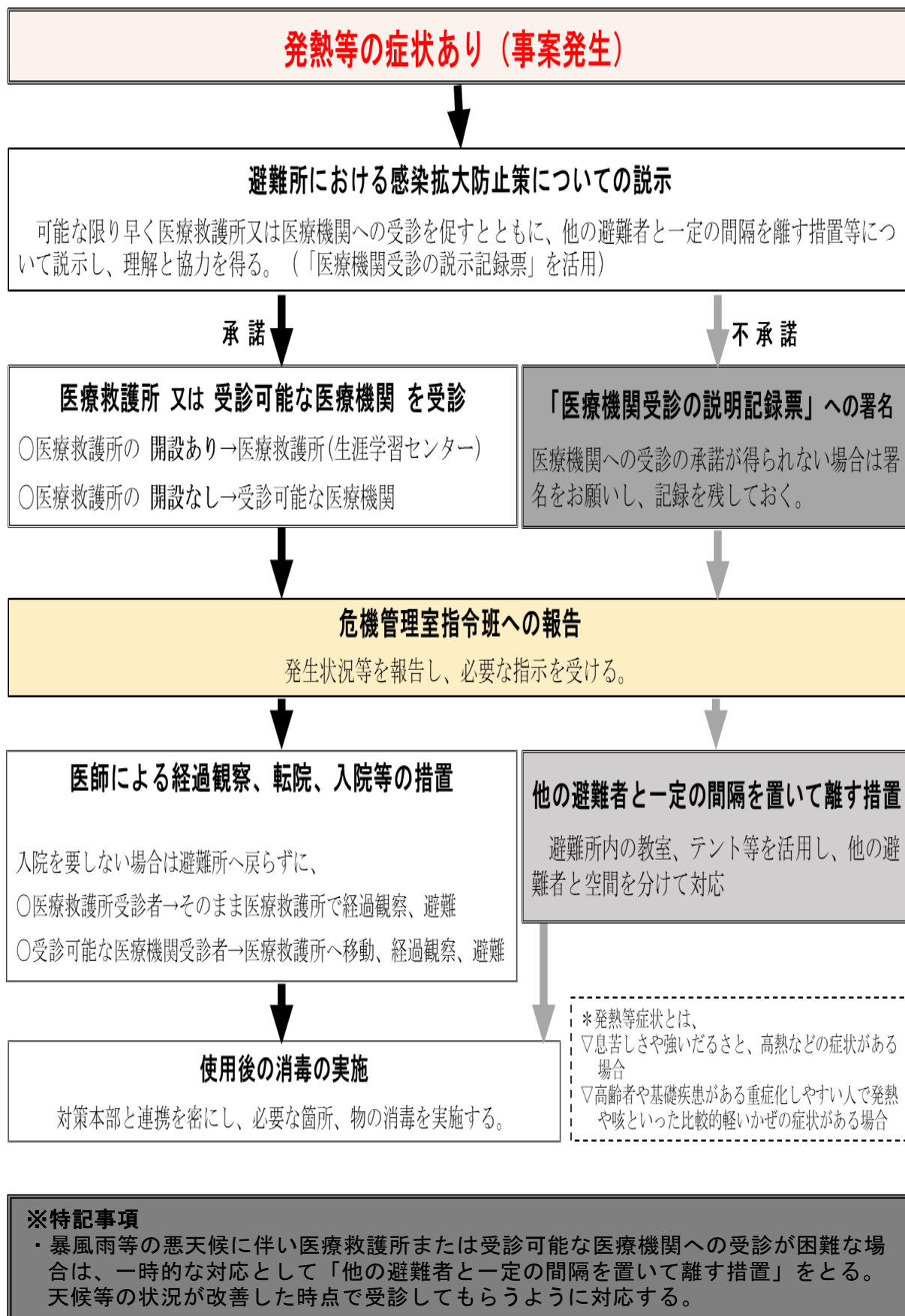
医療機関で医師のトリアージ及び診療を受けた後、医師の指示に基づいた対応をとる。

ア 医療救護所(生涯学習センター)を受診した場合は、そのまま医療救護所にて医師の経過観察のもと避難する。

イ 通常診療時間帯に病院、医院・クリニックを受診して入院を要しない場合は、避難所へ戻らずに医療救護所(生涯学習センター)へ移動し、避難する。

(「発熱等の症状がある場合の流れ」、次頁参照)

■発熱等の症状がある場合の流れ



④ 留意事項

ア 発熱等の症状がある避難者が発生した場合は、避難所における集団感染（クラスター感染）拡大防止の観点から医療救護所又は受診可能な医療機関を受診するよう理解と協力を得られるよう説示を行う。（「医療機関受診の説明記録票」を活用。42 頁参照）

ただし、暴風雨等の悪天候に伴い受診することが困難な状況の場合は、一時的な対応として他の避難者と一定の間隔を置いて離す措置を講ずるものとし、悪天候等の状況が改善した後に受診するよう促す。

イ 受診可能な医療機関の情報にあっては、市危機管理室指令班と連携を図り情報収集を行うとともに、様式「(避難者用) 医療機関等情報」(40-41 頁参照) を活用して受診予定者に説明する。

ウ 医療救護所又は受診可能な医療機関への交通手段は、受診予定者各個人で対応するものとする。交通手段を有しない場合は、様式「(避難者用) 医療機関等情報」のその他参考情報に示す「東京民間救急コールセンター」を案内する。(有料)

エ 発熱等の症状のある者の容態が、意識がない又はもうろうとしている、突然倒れた、呼吸が苦しそう、ふらふらとして歩けないなどの症状であった場合は、迷わずに 119 番通報して救急車を要請する。

オ 医療救護所又は受診可能な医療機関の受診について説示した際に、傷病者本人又は関係者から承諾が得られない場合は「医療機関受診の説明記録票」にその旨を記録し、傷病者本人又は関係者からの署名をもらい、記録するものとする。なお、署名については強制するものではなく、記入の同意が得られた場合とする。(42 頁参照)

カ 傷病者の発生等特別な事情が発生した場合は、危機管理室指令班へ報告し、必要な指示や支援を受けるなど連携を密に図る。



医療機関等情報

月 日 時 分 現在

□ ご案内する医療機関（※電話をして、受診できるか確認をしてから向かってください。）

	医療機関名	所在	電話番号	種別
1				<input type="checkbox"/> 通常診療 <input type="checkbox"/> 休日・夜間診療 <input type="checkbox"/> 二次救急医療
2				<input type="checkbox"/> 通常診療 <input type="checkbox"/> 休日・夜間診療 <input type="checkbox"/> 二次救急医療
3				<input type="checkbox"/> 通常診療 <input type="checkbox"/> 休日・夜間診療 <input type="checkbox"/> 二次救急医療

□ 医療救護所等の開設状況

当市では、東久留米市医師会等と連携し、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、医療救護所等を設置します。現在の開設状況は、以下のとおりです。

開設状況	設置場所	所在
【緊急医療救護所】		
	滝山病院の敷地内	滝山 4-1-18
	前田病院の敷地内	中央町 5-13-34
	アルテミスウイメンズホスピタルの敷地内	中央町 1-1-20
【医療救護所】		
	東京ドームスポーツセンター東久留米	大門町-14-37
	久留米中学校	幸町 5-9-11
	生涯学習センター	中央町 2-6-23
	わくわく健康プラザ	滝山 4-3-14

※開設中「○」で表記

□ その他参考情報

「受診できる病院を知りたい」 医療機関情報の案内	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎03-5272-0303
「これって、救急車？」 救急相談	東京消防庁救急相談センター ☎#7119 又は ☎042-521-2323
新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	多摩小平保健所 ☎042-450-3111
子供の健康・育児相談小児救急相談	子供の健康相談室 ☎#8000 又は ☎03-5285-8898
緊急性の低い通院、受診、入退院 民間救急（寝台・車椅子）やホトタツシの要請	東京民間救急コールセンター ☎0570-039-099

医療機関情報【東久留米市医師会 病院・医院】

	医療機関名	所在地	電話番号		医療機関名	所在地	電話番号
1	東久留米団地診療所	上の原 1-4-11	471-2628	29	山口内科・呼吸器科クリニック	本町 3-12-2	472-2386
2	二木皮膚科医院	金山町 2-19-8	473-2040	30	久留米ヶ丘病院	小山 5-7-3	471-0122
3	武田クリニック	大門町 1-1-24	477-5856	31	東久留米なごみ内科診療所	幸町 3-11-14	470-7530
4	松岡レディスクリニック	東本町 1-3	479-5656	32	おざき内科循環器科クリニック	幸町 4-2-1	477-0555
5	細井医院	東本町 4-3	471-0130	33	さいわい町診療所	幸町 5-7-1	470-7676
6	初谷整形外科クリニック	東本町 5-1	473-5596	34	アルミスウイメンズ・ホスピタル	中央町 1-1-20	472-6111
7	おかの内科クリニック	東本町 6-15	477-0055	35	東久留米つばい眼科	中央町 5-9-38	420-4100
8	大野眼科	東本町 8-9	477-5678	36	前田病院	中央町 5-13-34	473-2133
9	石橋クリニック	東本町 8-9	477-5566	37	鹿島医院	南沢 4-3-2	461-2967
10	福山内科クリニック	新川町 1-9-22	470-9177	38	東久留米おだやかメディカルクリニック	南沢 5-17-62	452-5801
11	いくせ医院	新川町 1-4-18	471-2304	39	清水眼科医院	南沢 5-17-62	497-5580
12	うめつ眼科	新川町 1-4-18	476-4320	40	鈴木クリニック	南沢 5-18-50	460-8502
13	東久留米クリニック	新川町 2-2-22	477-0071	41	前沢医院	前沢 2-10-9	471-0154
14	高月内科クリニック	学園町 1-14-32	421-2121	42	すずのね内科・神経内科	前沢 4-7-11	474-1112
15	ひばりヶ丘診療所	学園町 2-11-14	421-0973	43	たきぐち内科クリニック	前沢 4-31-4	470-9118
16	清水胃腸科内科	本町 1-1-11	472-8709	44	島田整形外科	前沢 5-24-23	470-9511
17	ひがしくるめ在宅クリニック	本町 1-2-22	449-4492	45	尾町内科クリニック	南町 1-6-11	460-0531
18	英世会第二画像診断クリニック	本町 1-16-37	420-9788	46	さくらんぼキッズクリニック	南町 4-1-17	497-6200
19	東久留米駅前クリニック	本町 1-3-6 2F	471-5051	47	滝山病院	滝山 4-1-18	473-3311
20	たかはしクリニック	本町 2-3-4	479-1800	48	滝山クリニック	滝山 4-12-15	470-0155
21	東久留米N整形外科クリニック	本町 3-1-1	475-0610	49	ペルフェ滝山マタニティクリニック	滝山 5-3-6	477-3503
22	古谷消化器科内科	本町 3-1-9	476-4100	50	石垣整形外科	滝山 5-22-17	470-0620
23	あさひ皮フ科クリニック	本町 3-1-23	475-8855	51	黒目川診療所	滝山 5-27-16	420-7215
24	大塚小児科アレルギー科クリニック	本町 3-1-23	479-7300	52	長生医院	滝山 7-3-17	473-1117
25	水野胃腸クリニック	本町 3-8-19	420-6527	53	飯田医院	滝山 7-15-16	472-8181
26	富士見通り診療所	本町 3-3-23	471-2291	54	胃腸科内科松本クリニック	下里 2-8-21	479-7171
27	あだち醫院	本町 3-11-15	420-5661	55	東久留米眼科	下里 2-8-21	479-2171
28	酒井眼科	本町 3-12-2	472-7002	56	耳鼻咽喉科なかむらクリニック	下里 2-8-21	476-4133
				57	大波クリニック	下里 7-6-2	473-7355

2020/07/22

公的機関

機関名	所在地	電話番号
東久留米市役所（災対本部）	本町 3-3-1	470-7777
東久留米消防署	幸町 3-4-34	471-0119
田無警察署	西東京市田無町 5-2-5	042-467-0110
多摩小平保健所	小平市花小金井 1-31-24	042-450-3111

参考情報

機関名	情報内容	電話番号
東京都医療機関案内サービスひまわり	医療機関の情報	03-5272-0303
東京消防庁救急相談センター	これ緊急？救急車を呼ぶべきか相談	#7119 042-521-2323
医療安全支援センター患者の声相談窓口	医療に関する相談	042-450-3222
東京民間救急コールセンター	通院、入退院時の民間患者搬送事業者	0570-039-099

医療機関受診の説明記録票

医療機関の受診は、避難所において感染症の集団感染の発生を防止する観点から他者への感染を予防するために医師の診察を受け、専門的見地からの判断及び指導を受ける必要があるための説明をさせていただいているものです。医療機関の受診は、任意で受診するものであり承諾を強制するものではありません。

本記録票は、避難所運営スタッフからの説明経過を記録しておくためのものです。
(説明結果)

- 承諾
 不承諾

(不承諾の理由)

発熱等の症状が認められ避難所運営スタッフから、新型コロナウイルス感染症等の避難所における集団感染発生防止の観点から医療機関の受診について説明を受けましたが、

- 受診の必要性について理解を得ましたが、辞退をいたします。
 受診の必要性について理解を得ることができませんので、辞退いたします。
 他 ()

上記の理由により、医療機関を受診いたしません。

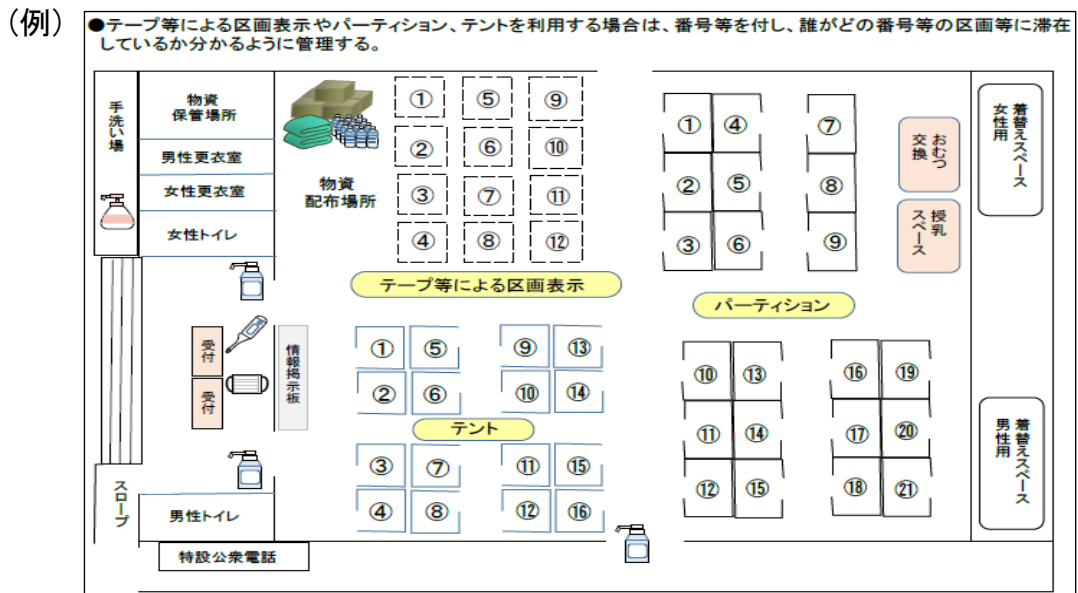
ご署名欄	
------	--

避難所運営スタッフ処理欄

避難所名		避難者カード受付No.	
対応日時	年 月 日 ()	時 分頃～	時 分頃
不承諾者	<input type="checkbox"/> 傷病者本人	<input type="checkbox"/> 関係者 ()	<input type="checkbox"/> 他 ()
署名者	<input type="checkbox"/> 傷病者本人	<input type="checkbox"/> 関係者 ()	<input type="checkbox"/> 他 ()
署名欄の未記入理由	<input type="checkbox"/> 署名固辞 <input type="checkbox"/> 他 ()		
備考			
対応者名			

(3) 避難所内滞在区域番号の記録

避難所から新型コロナウイルス感染症などの感染者が発生した場合、濃厚接触者への連絡や保健所が行う感染経路の追跡調査などに対応できるようにするため、避難所内に滞在区域番号を割り振り、避難者カードに滞在区域番号を控えておく。



2 一定の間隔を置いて離す措置

一定の間隔を置いて離す措置の方法として、以下に示す方法が考えられる。空間を確実に分けるという観点からは、(1)～(2)による方法が有効であり、努めて優先される。

(1) 学校施設の教室等

できるだけ動線が短くなるよう校舎1階の出入口に近い教室、トイレなどを活用して、発熱等の症状のある者や濃厚接触者を体育館から分ける。

各教室等の活用にあたっては、各施設との事前の調整結果に基づき指定された教室等を段階に応じて活用する。

《段階に応じた対応》

段 階	内 容	使用可能な教室等
第 1 段 階	避難所開設初期の段階 ・発熱等症状ある者、要配慮者の収容を考慮	3 箇所程度
第 2 段 階	体育館のみでは避難者の収容が困難な場合	上記に加え 2 箇所程度追加
第 3 段 階	第 2 段階の対応では収容が困難な場合	状況に応じて追加
使用禁止箇所	避難所開設にあたり、学校が事前に使用禁止箇所を指定しておく。	

各施設の教室等の指定状況等については、**別途、資料参照**

(2) 学童保育所

小学校に併設されている学童保育所を活用して、発熱等の症状のある者や濃厚接触者を体育館から分ける。

各学童保育所の活用にあたっては、各施設との事前の調整結果に基づき指定された範囲及び注意事項を確認して活用する。

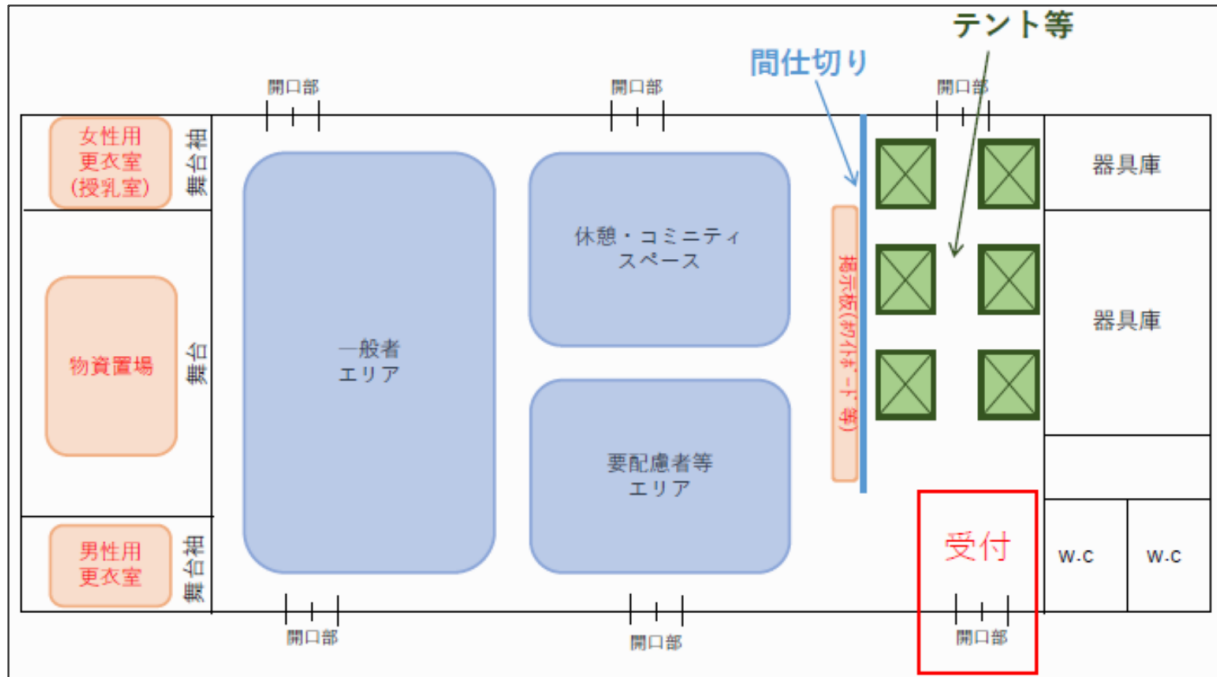
各施設の指定状況等については、**別途、資料参照**

(3) 体育館内

努めて上記(1)及び(2)の方法により措置を講ずるものとするが、これにし難い場合は、緊急的な措置として体育館内の方法による。

体育館内で何らかの間仕切りを行い、健常な避難者と発熱等症状のある避難者を分け、さらに、発熱等症状のある避難者は、テント等において空間を別にする。

体育館内の措置の一例



(別添え：参考資料)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について(府政防第1262号令和2年6月10日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)

3 テントによる管理

(1) 医師により避難所で生活ができると判断された発熱等症状のある避難者は、一時的にテントで管理を行う。

(2) 避難は、世帯単位であることから、世帯ごとの管理を行うものとするが、数に限りがあることから、症状の重い者を優先とし対応する。

(配置テントの寸法 幅 2100 mm × 奥行き 2100 mm × 高さ 2200 mm 正方形)

(3) 使用したテント等の資器材及び当該者の動線区域に当たる場所は、噴霧器や布巾等を活用して、消毒を実施する。なお、消毒実施者は、マスクやゴム手袋、フェイスマスクを着用して感染防止策を講じたうえで実施する。



4 避難所閉設後の元の用途への復旧

本市では、避難所の開設期間を災害発生日から最大7日間までとしている。

感染者が発生した場合は、保健所及び対策本部、施設管理者と連携を図る。消毒及び換気には、3日～1週間程度が必要であり、その後、元の用途へ復旧することになる。

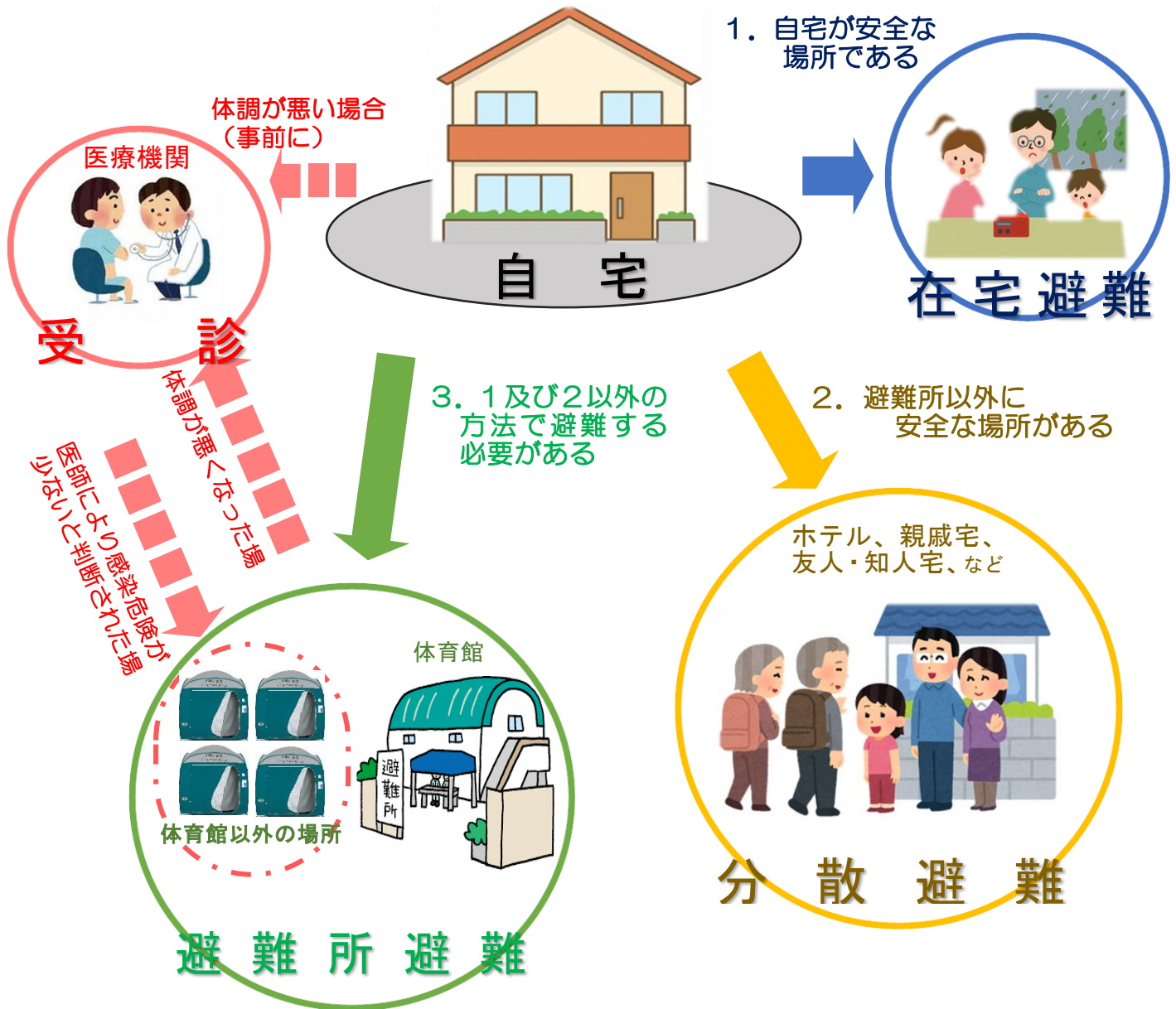
(「消毒方法」、26頁参照)

感染症対策を踏まえた避難の流れ（まとめ）



平素の備え

☆風水害避難のタイミング：自宅地域周囲の状況や気象情報、市が出す情報等に留意し、安全に避難するために夜間や豪雨の中を避け、自主的に早めの避難をしましょう。



Phase 3 - 2 : 保健所が把握する新型コロナウイルス感染症等の濃厚接触者と自宅療養者の対応

東京都多摩小平保健所が把握する新型コロナウイルス感染症等の濃厚接触者及び自宅療養者が避難する場合の対応要領について、以下のとおり示す。

1 保健所の対応

保健所が示す、濃厚接触者及び自宅療養者に対する避難要領

濃厚接触者	自宅療養者
<p>① <u>原則、自宅避難とする。</u> やむを得ず避難する場合は、専用避難所もしくは一般避難所内の専用スペースとする。(市によって異なる。)</p>	
<p>② 「濃厚接触者用避難所受付票(黄色カード)」を交付(郵送) ・避難所の受付時に提出する。</p>	<p>② 「自宅療養者用避難所受付票(赤色カード)」を交付(郵送) ・避難所等の受付時に提出する。</p>
<p>③ 体調不良等、症状が悪化するような場合は、本人により下記宛に電話連絡させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【平日日中 9:00~17:00】 多摩小平保健所 042-450-3111 ・【平日夜間 17:00~翌9:00 及び 土日祝日】 東京都発熱相談センター 03-5320-4592 <p>※ 災害があらかじめ予見される場合等について、必要に応じて自宅療養から医療機関への入院又はホテル療養に切替えができるよう、健康観察時等に自宅療養者の意見を聞き、調整する。</p>	

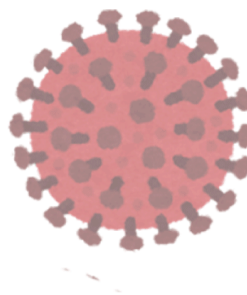
2 市の対応

保健所の対応を受け、市の対応は以下によるものとする。

- (1) 東久留米市では、市が指定する避難場所において濃厚接触者及び自宅療養者の避難者を受け入れる。
- (2) 保健所が事前に交付（郵送）する文書（「災害時の対応について」及び「避難所受付票」）の中に、市が指定する避難場所を明記した「東久留米市からのお知らせ」を同封してもらい、濃厚接触者及び自宅療養者への周知、指導を依頼している。
- (3) 濃厚接触者及び自宅療養者は、原則、在宅避難としているが、避難所への避難を要する場合には防災防犯課へ電話連絡を行い避難する旨を知らせることとなっている。連絡を受けた防災防犯課員は水防本部等へ報告を行う。
- (4) 市は、受け入れる施設において適切に感染防止対策が図れるよう対応するとともに、必要に応じて東久留米市医師会と連携を図る。
- (5) 誤って一般の避難所に濃厚接触者及び自宅療養者が避難してきた場合は、水防本部等への報告を行うとともに、市が指定する避難場所を伝え、移動してもらう。
- (6) 避難者から体調不良、症状が悪化しているとの申告を受けた場合は、本人により指定の保健所連絡先へ電話連絡させるとともに、保健所の指示内容を本人から確認する。ただし、避難者の意識がない又はもうろうとしている、突然倒れた、呼吸が苦しそう、ふらふらとして歩けないなどの症状があった場合は、迷わずに119番通報して救急車を要請する。

3 避難者と避難先（まとめ）

①	避難所の避難者に 発熱等の症状がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所開設あり →生涯学習センターを受診、そのまま経過観察、避難 ・ 医療救護所開設なし →受診可能な医療機関を受診後、生涯学習センターにて経過観察、避難
②	東京都多摩小平保健所が 管理する濃厚接触者及び 自宅療養者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、在宅避難であるが、避難所への避難を要する場合は、市が指定する避難場所にて避難
③	上記①、②以外の避難者 (在宅避難者、分散避難者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱等の症状がある場合は、受診可能な医療機関を受診し、自宅等に戻り避難



府政防第 1262 号
消防災第 114 号
健感発 0610 第 1 号
令和 2 年 6 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）を発出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添えのとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

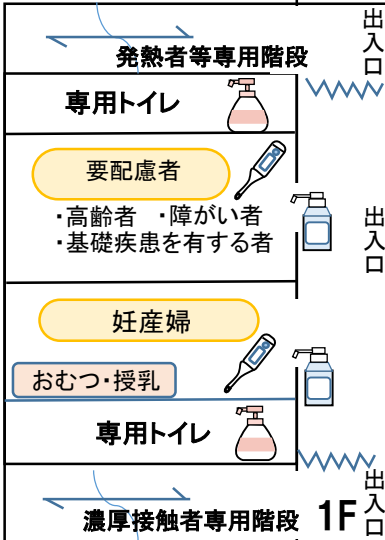
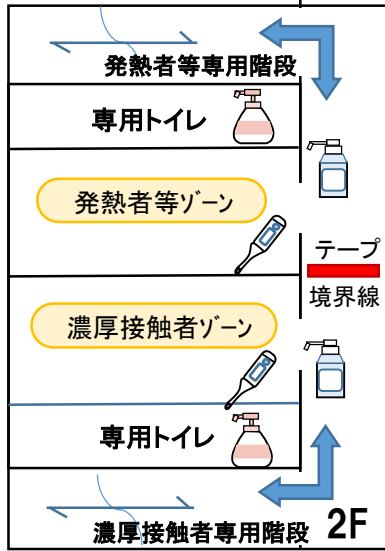
消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

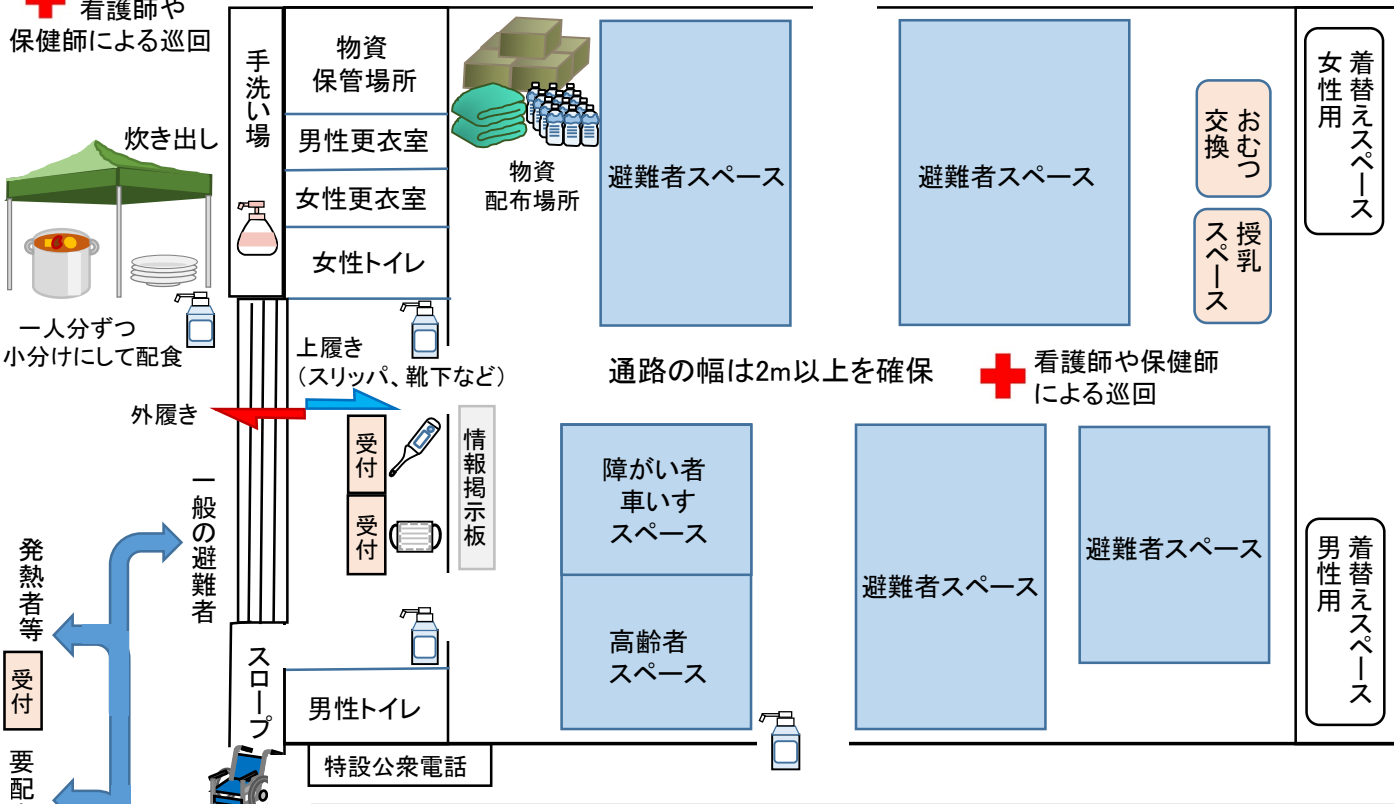
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞



＜集合スペース＞



専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 (一時的)

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと思われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

一人分ずつ小分けにして配食

外履き

一般の避難者

発熱者等

要配慮者

要配慮者

濃厚接触者

濃厚接触者

濃厚接触者

濃厚接触者

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

受付

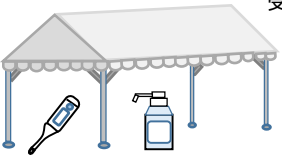
受付

受付

受付

受付

受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



避難者

(マスク・体温計・上履き・ゴミ袋持参)

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

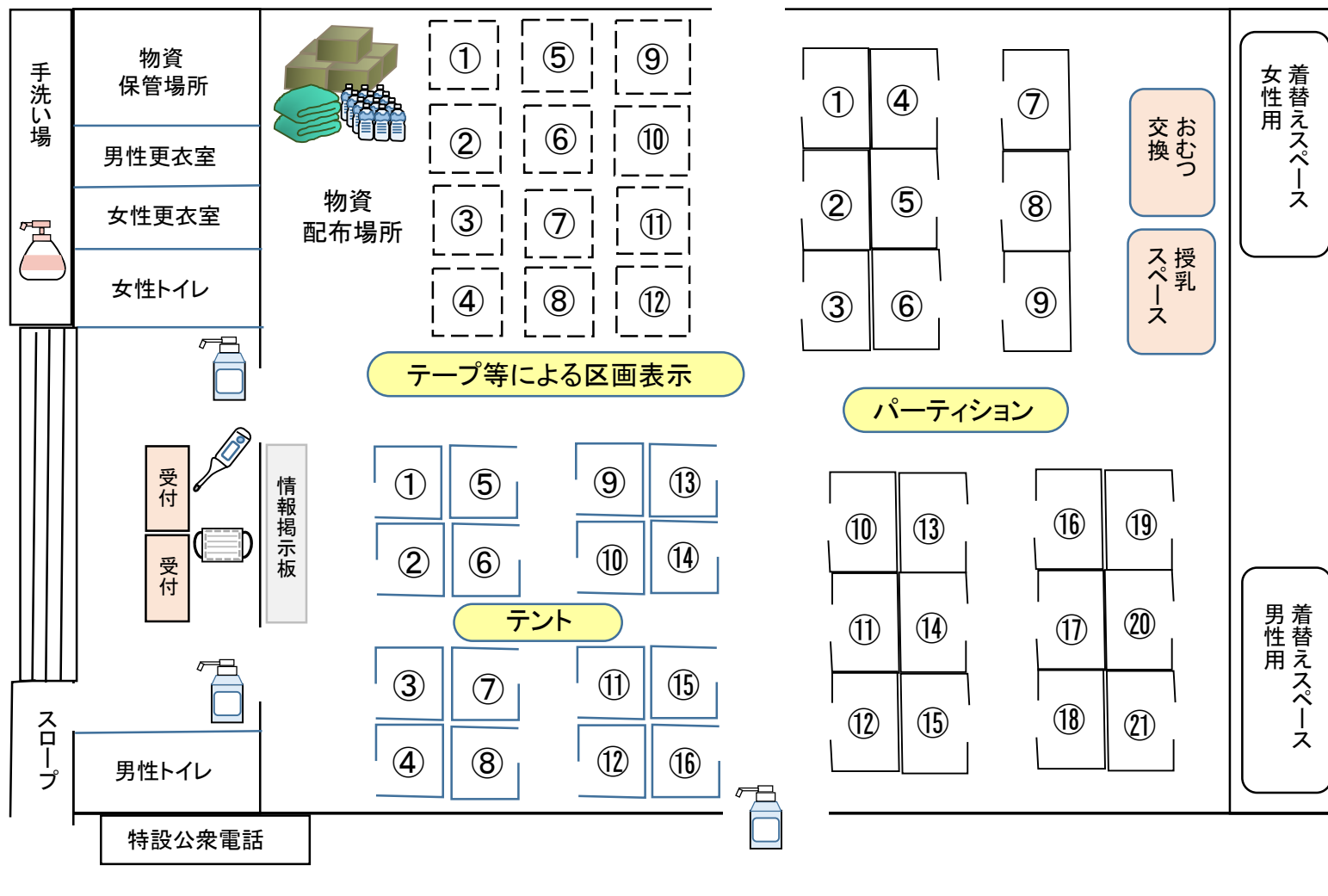
- ・体温計(非接触型)
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

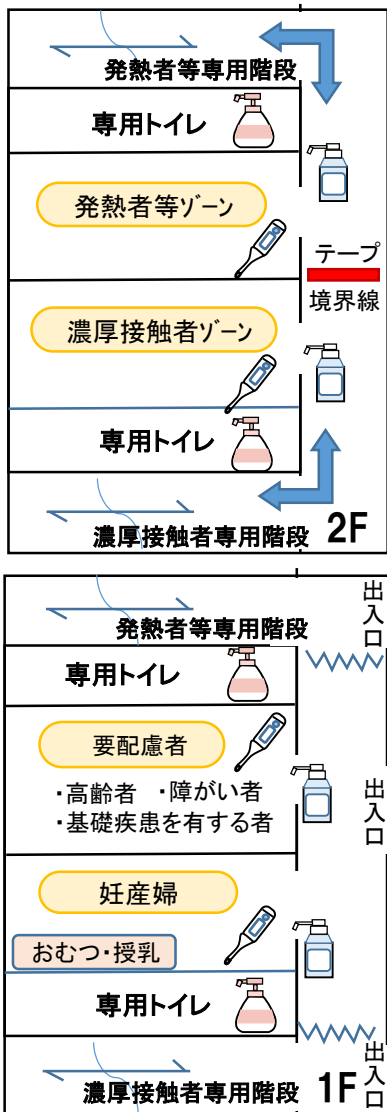


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)



軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

＜集合スペース＞



発熱者経路 (Feverish person route)

避難者スペース

発熱者

発熱者の家族※

看護師や保健師による巡回

避難者スペース

避難者スペース

避難者スペース

避難者スペース

女性用 着替えスペース

おむつ交換

授乳スペース

男性用 着替えスペース

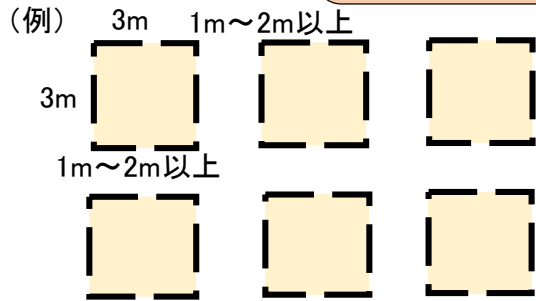
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

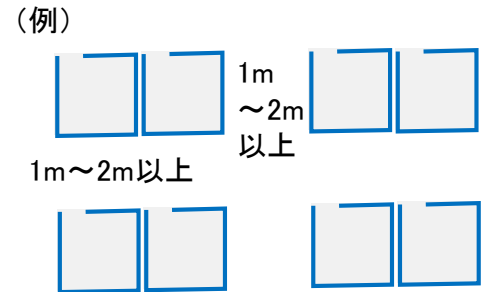
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

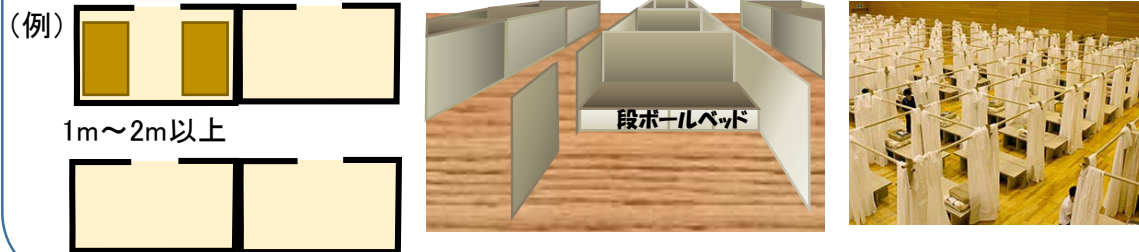
テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

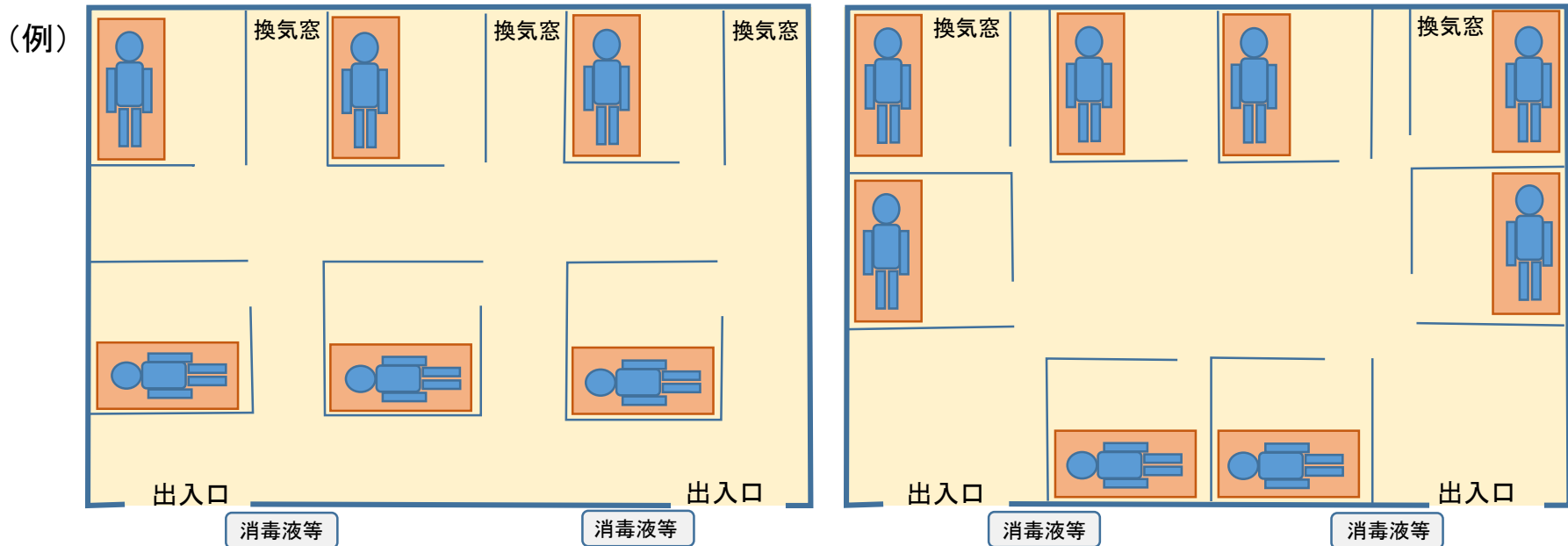


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

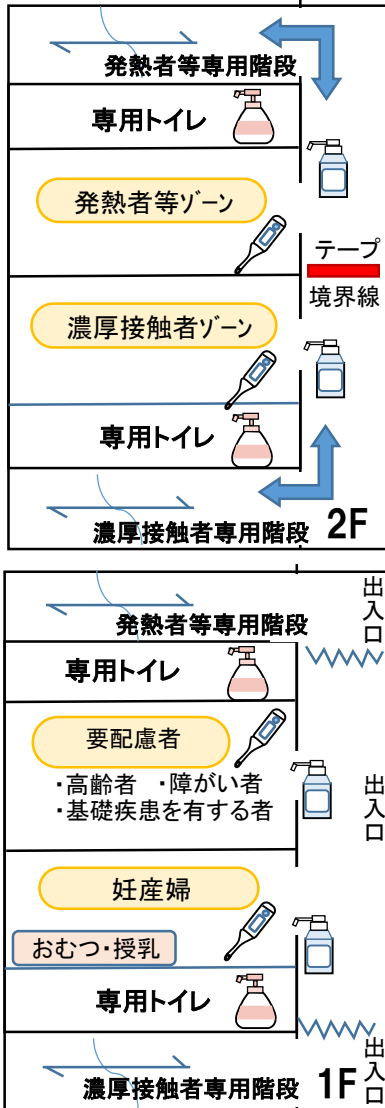
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

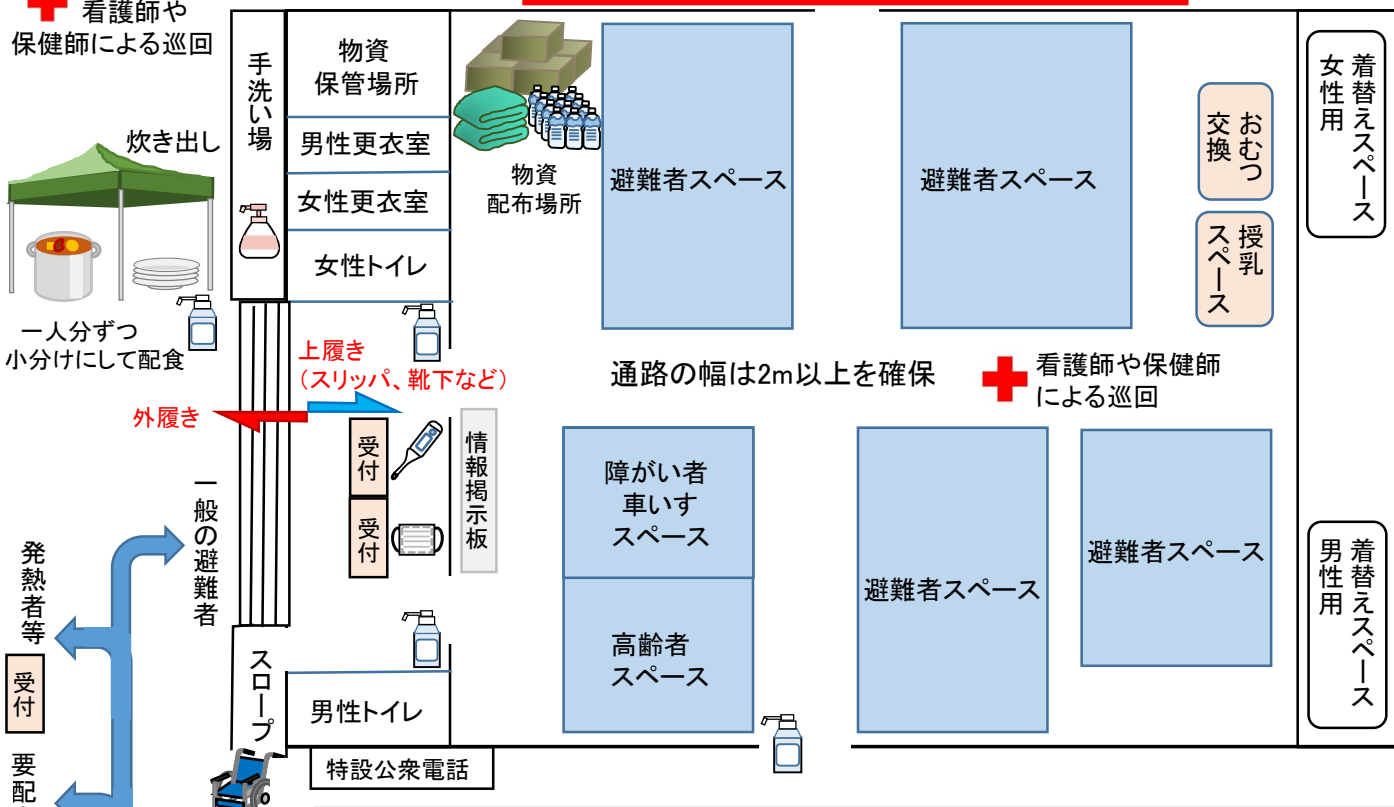
赤字が第1版からの修正点

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞



＜集合スペース＞



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

- ・体温計(非接触型)
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など
- ・マスク

避難者

総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け(ナンバリング)を行う。
(マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参)

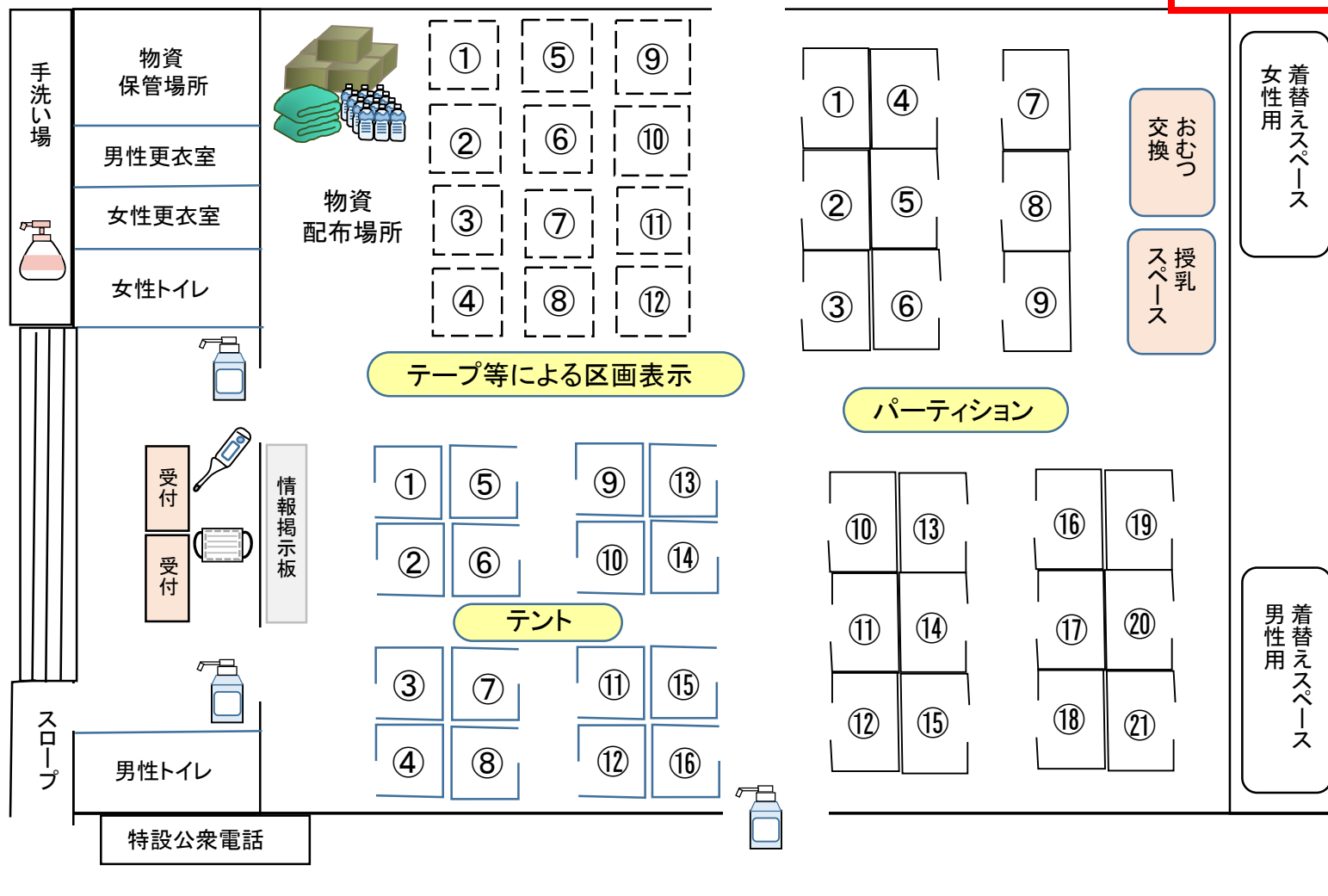
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

第1版から追加

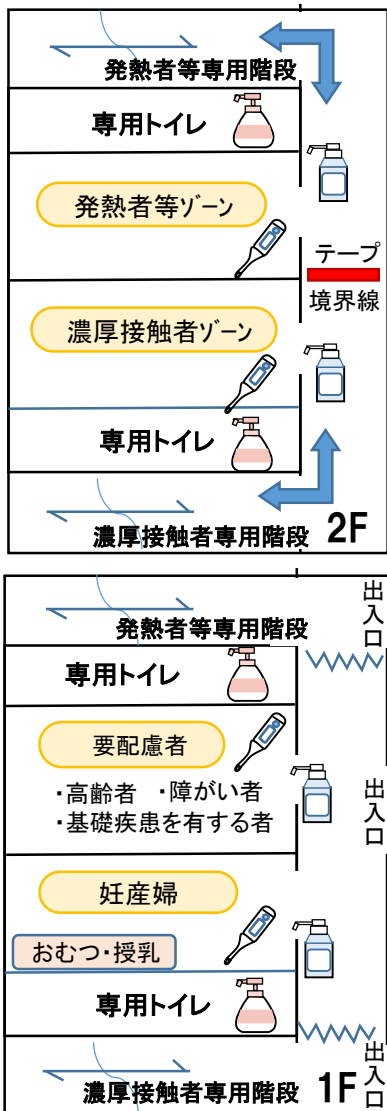


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

<専用スペース>

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)



軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

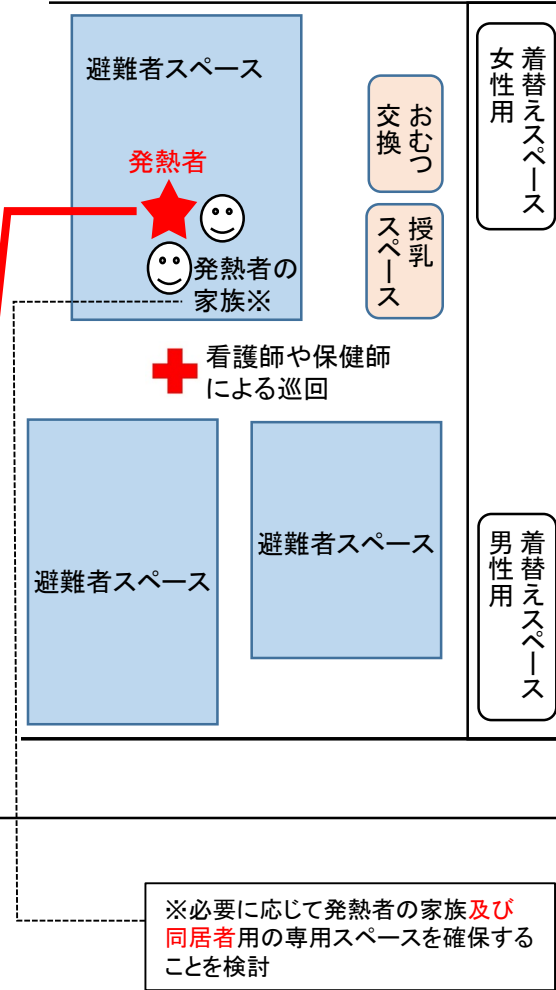
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

<集合スペース>



発熱者経路



看護師や保健師による巡回

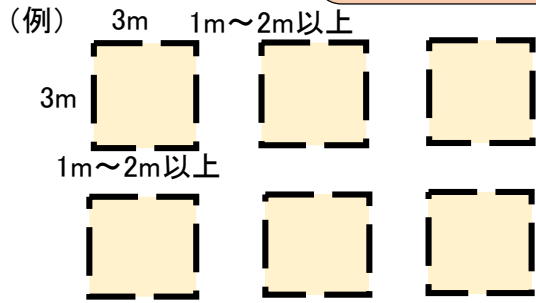
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

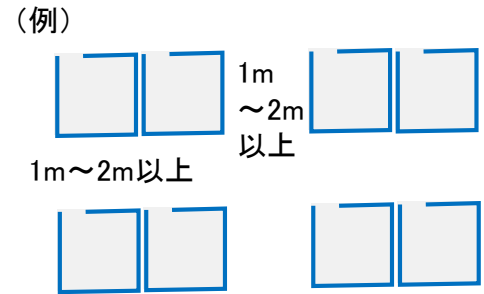
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

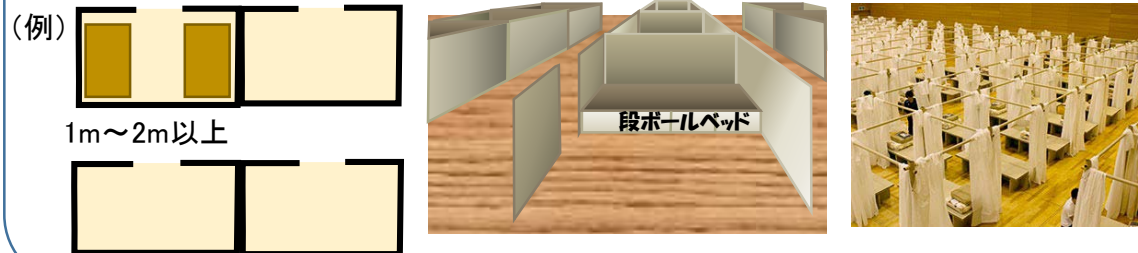


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

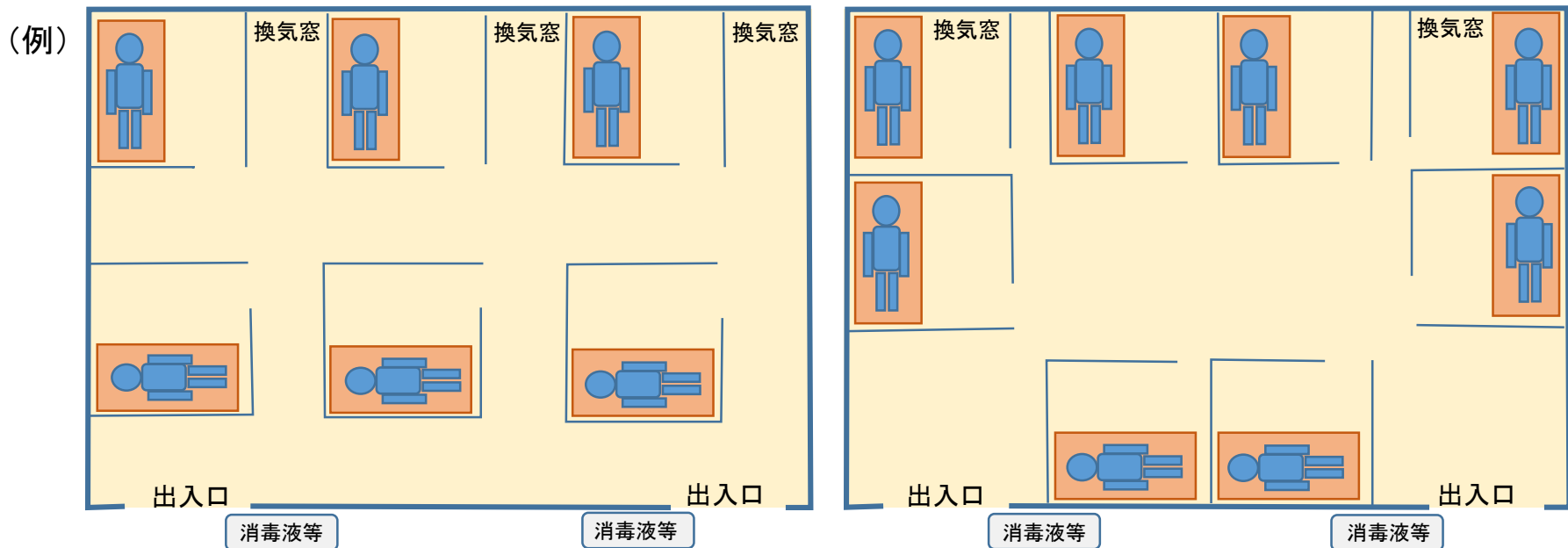


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。